平成２８年度第３回草加市みんなでまちづくり会議

議　事　録

１　開催日時

平成２８年１０月２５日（火）午後７時～午後９時

２　開催場所

草加市立中央公民館　第１・２講座室

３　出席者の氏名

⑴ 登 録 員　１８名

⑵ 事 務 局　みんなでまちづくり課：山中課長、藤倉課長補佐、巖上主査、二見主事

市民活動センター　　：亀山所長、細野主事、山口臨時職員

草加市産業振興課：髙橋課長、工藤課長補佐

４　会議の議題

「草加市の魅力と経済活性化」

５　公開・非公開の別

公開

６　傍聴者数

０人

７　会議の内容

別紙議事録のとおり

８　議事録署名人

會田勝美登録員、松岡年登録員

平成２８年度第３回草加市みんなでまちづくり会議
議　事　録

【実施日時】　平成２８年１０月２５日（火）午後７時～午後９時
【実施場所】　草加市立中央公民館　第１・２講座室
【出 席 者】　まちづくり登録員：１８名、傍聴者：０名
事務局：みんなでまちづくり課　山中課長、藤倉課長補佐、巖上主査、二見主事
市民活動センター　　亀山所長、細野主事、山口臨時職員
草加市産業振興課：髙橋課長、工藤課長補佐

１．開　会
２．議　事
＜議題＞「草加市の魅力と経済活性化」
３．閉　会

【議事内容】

-開会-	
【事務局】 （亀山所長）	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、平成28年度第3回草加市みんなでまちづくり会議を開催します。本日司会を務めさせていただきます、市民活動センター所長の亀山です。よろしくお願いします。 初めに、事務局のみんなでまちづくり課課長　山中よりご挨拶申し上げます。
【事務局】 （山中課長）	皆さんこんばんは。本日はお集まりいただきありがとうございます。今日の会議は今年度3回目の会議です。1･2回目は「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」というテーマで皆さんに議論していただきました。参加された皆さんはとても真剣に議論されており、より草加をよくしていこうという気持ちが大変伝わってきました。本日は、新たなテーマ「草加市の魅力と経済活性化」について皆さんに話し合っていただきます。草加を更によくするために皆さんで議論していただければと思っておりますので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。
【事務局】 （亀山所長）	それでは、議題に入る前に、この“みんなでまちづくり会議”の概要について手短に説明させていただきたいと思います。 「草加市みんなでまちづくり会議」は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づき開催している会議です。この「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」は市の条例の中で最も基本となるものとして、『だれもが幸せなまち』をつくるため、市政の基本となる原則や方針を定めるものとして施行されました。この条例の特徴は、市民の提案権や発言の場などを保障し、市民の皆さんが直接まちづくりに参加できるところにあります。 本日のような話し合いの中で、テーマについていろんな意見を出し合い、意見交換をした結果、よりよいものにまとまっていって、市に提案してみようということになれば、皆さんのまちづくり計画を市に提案することができます。提案が提出されると、市は市政へ反映するかを検討し、その結果を再度みんなでまちづくり会議の場で登録員の皆さまに公表・説明する仕組みになっています。以上のような位置づけの会議です。

	それでは、皆様にお配りした資料の確認です。 ★配布資料★ ①会議の次第 ②資料「平成28年度第1・2回みんなでまちづくり会議まとめ」 ③資料「草加市の経済動向からみえる地域経営課題とリノベーションまちづくり」 ④資料「みんなでまちづくり会議の運用」 ⑤条文「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」 ⑥条文「草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるまちづくりの参画手続きに関する規則」 会議開催に当たり議事録を作成しますので、議事録の署名人を2名決定します。本日は、會田勝美様、松岡年様にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
【議事録署名人】	はい。（議事録署名人了承）
【事務局】 （亀山所長）	7月27日に開催した第2回みんなでまちづくり会議の議事録署名人を引き受けてくださった方のお一人が、体調不良によりご署名できないとのご連絡をいただいておりますので、この場で第2回会議の議事録署名人を再選任させていただきたいと思います。前回の会議にもご参加いただいた小俣克彦様にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは小俣様、よろしくお願いします。 本日の議題は、まちづくり登録員からご応募いただきました「草加市の魅力と経済活性化」についてです。本日の会議の進行役ですが、前回の会議の中で引き続きまちづくり登録員の青柳様と浅古様にお願いすることが決まっておりますので、この後、青柳様と浅古様の進行で進めてまいりたいと思います。それではよろしくお願いします。
【進行A】	本日、司会を務めさせていただきます。進行役は本日で3回目なので、多少は慣れてきた面もあるのですが、まだまだ至らないところがあると思います。よろしくお願いします。
【進行B】	昨年から引き続き進行役をやらせていただいております。あまり会議の中身とは関係ないのですが、実は2週間くらい前、市内の吉町で夕方ちょうど薄暗くなる頃、タヌキを見ました。草加にもいるのだなと自分でも信じられなかったので、知り合いの獣医さんに聞いたら、いるよ、とのことでした。そうか公園の辺りにも何匹かいるそうです。自然が戻ってきているのか、それとも都市化が進んでいる中で居場所がなくなって顔を出してきたのか気になるところではありますが、草加のまちづくりと何か関係があるのかなと思っています。よろしくお願いします。
【進行A】	前回のテーマ「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」のまとめについて話をさせていただきます。まとめに入る前に、先日、鳥取県中部地震が起こりました。災害や地震はいつ起こるか分からないので、これからお話しするまとめは皆さんから出していただいた貴重な意見や感想です。常に心がけて忘れないようにすることが必要だと思っています。それではまとめに入ります。

	まず、市が検討すべきこととして、避難所運営組織や「地震対策マニュアル」の周知、災害が起きた際に避難補助が必要な要援護者の情報の在り方について、家具の転倒防止やすべり止めの器具・ブレーカーを落とす器具等を行政で用意することができれば被害を防ぐことにつながるのではないか。聴覚障がい者のための手話つきのニュースを伝えるアイドラゴンは現在市内の4箇所にありますが、それを市内に広げることによって情報が得やすくなるのではないか。幼い頃からの災害対策の教育ということで、小学生の頃から地震が起こった時にはどうするかを知識として学び、新しい知識を取り入れていくことが必要ではということが挙げられました。特に若い世代の教育を取り入れて欲しいという意見がありました。 次に、市民が意識することとして、日頃からコミュニケーションが大切だということ、町会だけではなく、町会に入ってない人も含めて、普段からコミュニケーションがとれるような状態にすること。ボランティアの精神、お互い様の精神で一歩前に出ることが必要だということが挙げられました。発災時にはまず自分の身を守ることが大切であり、自分の身を守ることができなければ家族や人も助けることができない。初歩的なことですが、避難所の場所を家族で確認し、話し合っていくことが大切ではないか、ということが挙げられました。 次に、市と市民が協力してできることとして、訓練をしながら隣近所の情報をまとめていき、住民同士で周知徹底していくこと。災害時の安否確認の方法として、表面にSOS、裏面に避難所にいると書かれたプレートをつくり、玄関に貼っておけば居場所が分かるのではないか。避難所を仕切れる若いリーダーの育成が必要だということ。普段から意思の疎通ができる身の回りの小さなグループがあることが大切ではないか。市内の実例として「松原団地見守りネットワーク」や「ふれあいコミュニティ吉町」があります。その他については、資料「平成28年度第1・2回みんなでまちづくり会議まとめ」をお読みください。前回のテーマについて補足意見があればお伺いしたいと思います。何かございますか。 ないようなので、本日のテーマ「草加市の魅力と経済活性化」についての話し合いに入らせていただきます。テーマ出題者から提案の趣旨を説明していただきたいと思います。
【登録員A】	初めてテーマを応募させていただき、私のテーマを話し合いの場に出していただいたことに感謝しております。「レイクタウン等の影響により、そちらに多くの人が集まっており、草加市に人が集まることが少ない。レイクタウン等に来た人に、草加にも立ち寄ってもらえるような、もっと魅力のあるまちづくりの方法はないか。また、お祭りのように一過性ではなく、経済効果へとつなげられる企画や建物など、草加市に人が集まる方法を探す。」ということが提案の趣旨です。草加市で商売を始めて5年目になりますが、自分なりに草加市はどのようなところなのかをいろいろ調べている中で、長年この地域に住んでいる方に、草加市の魅力にはどういったものがあるのかを聞いてみたいという部分と、レイクタウンや三郷のコストコ等に地方から向かう車の流れがある中で草加市は通過点となっているので、草加市に立ち寄ってもらい、草加市にお金が落ちるような対策や、草加市の魅力と組み合わせた経済効果は何かないかということで、2回に分けて話し合いをしていただきたいと思います。最初に草加市の魅力を教えていただきたいと思います。次に、皆さんが感じている魅力とそれを活かした経済効果について、草加市や民間で行っているものを組み合わせて、レイクタウンへの通過点というだけではなく、もう一歩草加市に人が集まるような、草加市に止まってもらえるようなものを見い出すことができたらいいのではと思い、このテーマを挙げさせていただきました。よろしくお願いします。

【進行A】	今日は草加市の魅力について話し合っていただきたいと思います。草加には草加煎餅や松並木等いろいろあると思いますが、そういったものだけではなく、皆さんが住んでいる身の回りについて、例えば何々町のここが空いているのでこの場所を使ったらいいのではといったことです。小さいものでも何でもいいので、皆さんが感じている草加市の魅力、経済のことだけではなく、皆さんが身近に感じている魅力を挙げていただきたいと思います。 まずは本日のテーマに関して、市の産業振興課高橋課長から、過去から現在にかけて草加市の経済がどのように変わってきたのか、また草加市の取組について説明をお願いします。
【産業振興課】 （髙橋課長）	日ごろ、草加市の商業・工業・農業といった産業につきまして、様々なご尽力をいただきありがとうございます。本日は、「草加市の経済動向からみえる地域経営課題とリノベーションまちづくり」という事で、主に様々な産業振興の側面はありますが、消費や商業という側面から捉えた取組について話をさせていただければと思います。 まずは、人口について話をしていきたいと思います。［資料1ページ］これは草加市の統計データブック2014で話があったものです。現在はもう少し伸びております。現在、人口は24万6千人くらいですが、ここから先、20年後、40年後と人口がどんどん下り坂ということです。まさに今がピークであることをまずはご理解いただければと思います。これは埼玉県内どこも一緒で、緑の部分が15歳から64歳、いわゆる生産年齢人口と言われるものです。青い部分が未来ある子供たちということになってきますが、子どもたちのピークはとっくに終わっています。草加市の小・中学校がなくなったという話はまだないですが、お隣の川口ですと閉校や統廃合という話が始まっています。生産年齢人口がピークを終えて下り坂に入ると、いわゆる高齢化が一気に進んでいきます。［資料2ページ］次に、通勤流動です。草加はよくも悪くもベッドタウンと言われています。草加市にお住いの方がどこに仕事に行っているかというものになります。1/3の方が草加市内で仕事をしており、1/3を超える36.4％の方が東京で仕事をしています。当然、県内いろいろありますが、やはり東京のベッドタウンという言い方がここからも見て取れます。このようにベッドタウン化が進む中で、以前畑だったところが家に変わり、工場だったところが家に変わり…といったことが繰り返されています。もちろん、お店もマンションに変わっています。［資料3ページ］このような状況の中で、草加市の産業構造がどうなのかということですが、農地に関しては残念ながら減る一方ではありますが、頑張っている方もいらっしゃいます。当然、人口が多いわけですから、比率としてはどうしても第3次産業が中心になっておりますが、実は第2次産業、工業と言われる部分についても、埼玉県内では一桁の順位の工業都市でもあるのです。他に見えてくるのは、商業・サービス業が中心になってきているところです。ただ、人口が多いから、商業・サービス業が元気に頑張っているかというと、見ていただくと分かるのですが、産業分類別事業所の数、それから産業分類別市内従業者の数を見ても、第3次産業ですら減っている状況です。市内で工場をやってらっしゃる方は、なかなか従業員の確保ができないとおっしゃっています。勤める場所が減る、選択地が減るから外に出る、この悪循環が生まれております。市内で仕事をつくる、市内で産業を活性化させるというのは、とても大切なミッションになっています。［資料4ページ］国土交通省のデータですが、将来の私鉄沿線の動向を見たものです。これは、私鉄の経営を見据えるために作ったデータです。上の方は将来の人口が増え続けて高齢化の影響が少ない、つまり生産年齢人口が多いから電車を利用する方が多いだろうという路

	線です。下の方は将来の人口が減少して高齢化の影響が大きくなるだろうという路線です。一番下に日比谷線・東武伊勢崎線・日光線とありますが、私たちの路線が首都圏で最悪の衰退路線と言われています。見ていただくと分かるのですが、2005年からの比較になりますが、沿線の夜間人口は30年後には約3/4になります。生産年齢人口は36％減少します。これがリアルなデータです。この状況を見ると、東武伊勢崎線沿線には投資をしにくいです。草加から北越谷の先までは鉄道高架や複々線になっていますが、春日部が鉄道高架や複々線をやって欲しいと言っても、この数字を見てしまうと難しいです。つまり、東武伊勢崎線は経営が非常に厳しいので、スカイツリー等いろんなことを頑張っているところだと思います。［資料5ページ］これを主要駅の2km圏内で見てみます。左側が2005年の人口ピラミッドで右側が2035年、上に行くと年齢が高い状況です。浅草や曳舟、北千住は都心ですから、2km圏内は商業地なので人が住んでいないのは当たり前です。左側と右側の厚みを見ていただきたいと思います。上の方の年齢層が少ないのは高齢化の流れで仕方がないですが、人口全体のボリュームを見てみると、草加はまだ厚みがある方です。でも、新越谷・越谷・せんげん台・春日部、そして東武動物公園に至っては、ほとんど人が住んでいない状況です。そういった意味では、何とか草加は持ち堪えられますが、越谷以北に関してはとんでもない状況になってきます。［資料6ページ］では、草加駅から2km圏内の旧道沿道地区の状況を見ていきたいと思います。人口は30・40代の層が圧倒的に多い、市の平均よりも多いです。イメージとしては、結婚を機に草加にマンションを買って引っ越してきた、子育てを始める、もしくは始めようとしている中間層の方です。松原団地などでも今後は変わっていく可能性があります。このような形が生まれていますから、人口そのものは結構な数まで減りますよ、比較的若いですよ、ということが言えます。［資料7ページ］これはコーホート分析と言いまして、5年前と比べてそれぞれの年齢層が増えたのか減ったのかが分かります。5年前と比べると、20・30代がぐんと増えている。逆に、天寿を全うされた辺りの世代が減ってきています。［資料8ページ］大きな意味では、地方都市に比べれば人口が増えていいですね、若い方が多くていいですね、商業ベースではマーケットがありますねという状況ですが、あえて「人口は増えているのに…」という言葉を使います。［資料9ページ］先程、テーマ出題者から話が出ましたが、市内購買率という言葉があります。草加市民がどれだけ市内で買物をしているかです。先程、草加市は通過地だという話がありました。もちろん、そういった側面もありますが、草加市内に住んでいる方ですら草加市内で買物をしなくなっています。食料品などの日常的なものは、一般的に考えれば近所のスーパーや八百屋さん、魚屋さんで買物をするはずですが、草加は川口や越谷と比べても数字が低いことが分かります。「食料品、日用雑貨等」ですら87.5%の人しか市内で買っていません。「洋服・衣料品等」は55.3%です。「家族で買い物を楽しむ」になると、何と8割以上の方が市内で買物をしません。「飲食、外食を楽しむ」についてはそんなに遠くまで行くものではないと思っていたのですが、市内に外食チェーン店があっても61.3%の人しか市内で外食をしないのです。では、人の動きを見てみると、東京ではなくてレイクタウンなのです。意外と東京に行ってないのです。そこで、越谷市はレイクタウンがあっていいなと思いますが、実はレイクタウンがあるから越谷市が潤っているかというとそうではないのです。なぜかと言うと、あの中はチェーン店が多いので、あそこでお金をどんどん掃除機のように集めて外に持って行ってしまうのです。つまり、レイクタウンとしては年間5千万人が来るような大きなショッピングモールですが、それが越谷市に経済効果として還元されているかというと、確かに雇用や街のイメージが変わるといった側面があるかも

	しれませんが、むしろ越谷の経済はどんどん地盤沈下を起こしています。ですから、あそこに巨大な集金マシーンがあって、どんどん吸い寄せられているという状況です。なぜこのようなことが起こるのだろうという話だと思うのですが、草加駅周辺だけをとってみても次々にマンションが建つということは、もともと何かがそこにあったわけです。沢山商店街があって、お店があって、皆さんが頑張ってきたのです。ところが、様々な需要の中でマンションに変わったり、いろんな状況が起きているのです。[資料10ページ]その結果として何が起きているかというと、草加駅周辺、ここにマルイとイトーヨーカドーがあります。赤い色は地価が高いところで、色がどんどん冷たくなると地価が安いところになります。平成6年というと、バブルが崩壊しかけた頃ですから、一番地価が高い頃です。非常に赤いところが多いです。[資料11～14ページ]この後を見てください。平成10年、15年、20年、25年、まだ下がるかという状況です。不動産オーナーからすると、固定資産税が安くなって助かったという面もあるかもしれませんが、それだけ街の価値が落ちている。もっと言うと、人に貸そうと思っても、万が一売ろうと思っても、値段がどんどん落ちているということです。こういう状況が、草加の中心市街地と言われる草加駅東口周辺で起きているのです。これがまず一つの事実です。使いたくないのですが認めざるを得ないと思って使う言葉、今は便利な駅前住宅地になっているのです。駅前は商業や業務の集積地だったところが、便利な駅前住宅地になってしまった。人がいるから何となくいいような感じがします。しかし、このまま放っておいたらどうなるかと言うと、人口が減ってきて空き家や空きマンションがどんどん増えていって、極端なことを言うと街に魅力がないゴーストタウンになってしまいます。人が住まなくなるとどんどん街の価値が下落していきます。放っておいたらそのようになってしまうのは目に見えています。そういった点でこれから皆さんにお考えいただくのだと思いますが、街の価値や街の魅力をどのように考えていったらいいのだろう、ということを一つの側面として考えていく必要があるということで取組を行っています。[資料16ページ]その中で、草加市産業新成長戦略を昨年度策定しました。二つの視点があります。一つ目は、外からお金を稼ぐということです。市内の工業・地場産業を始めとして皆さんに頑張っていただき、頑張る環境を応援しながら外からお金を稼ぐという視点。二つ目は、中のお金を出さないということです。この視点がないとこれからダメだろうということで皆さんと力を合わせてやっていくのですが、商業・サービス業といった都市型の産業が必要になってきます。[資料17ページ]そこで、産業新成長戦略の4つの柱ということで、2･3･4番目は工業や農業の取組です。この中には、例えば「住工共生」という言葉があります。住宅地と工場が混在している中でお互いやりにくいところがある。では、それをどのように解消していくかということを含めながら、いろんな政策を皆さんと相談していこうと思っておりますが、農業に関してもなかなかいいものではないです。やはり顔の見える安心安全な農地、地産地消として地元の野菜を食べることによって安全保障的な側面もありますので、これをしっかりやっていこうとしています。都市部においては、新たに仕事をつくっていくことにより、商業・サービス業といった都市型産業をきちんと育てていくことと雇用を作っていこう、創業支援をしながらやっていこうという方針をとっています。つまり、都市部に関して申し上げれば、以前はまちづくりは商業施設や道路をつくるといったものでした。もちろん必要なものもありますが、中身がなければいくらいい箱を作ってもその街に魅力は生まれません。ですから、簡単に言えば、箱ではなくてその中で何をするか、どのようなことで魅力を高めていくかが大切だということです。いつまでも東京に出稼ぎに行っていられません。この街の中で仕事を

	作って働いて住んで暮らしていくという、住むところ・働くところ・遊ぶところ・稼ぐところ・お金を使うところをこの街の中でなるべく完結させていく。その上で更に外から引っ張ってくる。これは観光的な視点になってきます。そういったことが相まって初めて、この街の魅力が高まってくるのです。リノベーションまちづくりの検討委員会では、「寝に帰るだけの街」という言葉が使われています。思いたくないけれど、そう思っている人が沢山いると思います。寝に帰るだけの街を、働く街・暮らす街・子どもを育てる街そして寝る街に変えていく取組が必要だということで、皆さんと取組を始めています。それがリノベーションまちづくりという、草加駅の東口周辺で行っている取組です。簡単に言うと、東口周辺にも空き家や空き店舗が増えてきました。上に住んでいるけれど下のお店を閉じている建物が増えてきました。こういったところを活用し、従来とは違う使い方を考える。これをリノベーションと言います。例えば、普通の家をカフェに変えたり、寿司屋を皆さんが学ぶような教育の場に変えたりというように機能を変えていき、再生をして、そこで仕事をしたい、起業したい人を誘致して都市型産業の集積を図ることで、雇用の創出やコミュニティの活性化につなげていこうというまちづくりです。ですから、新しく箱をつくるのではなくて、一定の地域に集中してある既存の箱にどんどん街の魅力を高めるような取組を集中させていこうという取組です。この進め方が少し独特でして、関係するのは実は民間の方です。不動産オーナー、ビジネスをやりたい人、間に入る小さいまちづくり会社と言われる家守会社、この3者です。不動産をお持ちの方は何となく実感があると思いますが、いきなり若い人がやってきて、ここで寿司屋をやりたいと言っても貸しにくいですよね。その時に、不動産オーナーとよく知っている方が若者との間に入って連携する。かつ、ご高齢の不動産オーナーは、物件を貸してもいいけれど改修などの金は出せない。もしくは大家業が面倒だという方はそのままの状態で貸してください。例えば寿司屋をカフェに変える時に、家守会社が改修してリノベーションした上でビジネスオーナーに貸します。また貸しをするのです。家守会社は例えば大家から月5万で借りて、改修した費用を回収するために10万円で貸します。この差額でリノベーションをしていくという取組です。では、行政は何をするかというと、不動産オーナーと家守会社がつながりやすいように、また、ビジネスオーナーが見つけやすいようにします。この事業の場合はテナント先付け方式と言って、先に店子を見つけた上で事業に入ります。建物を変えていくのです。だから、きれいにしたけれど客が入らない、店子が入らないということは絶対にやらないようにしていくということです。このように家守会社が街全体を見ながら不動産オーナーとビジネスオーナーの間に立ってつないでいくことにより事業を進めやすくするのです。家守会社が機能しやすいように、不動産やオーナーの発掘などの啓発活動を行ったり、皆さんと一緒にどういう街にしていこうか、つまり、ここで出てくるのがまちづくりなので、単純に個人の経営者がカフェや居酒屋をやりたいというのを応援するわけではなく、この街にはこのような課題があるからこういうものが足りない、だからこういう施設を誘致しようということをやっていくのです。この街には人が顔を合わせて集う場所がないからカフェが必要だ。そのような視点からカフェというアイデアが出てくるのです。こういったことについて、いろんな考え方の中で戦略をつくっていきます。皆さんと一緒に昨年から1年かけてつくってきた草加リノベーションまちづくり構想の素案が、11月1日から皆さんに公開されています。ぜひご覧いただければと思うのですが、その中で、このまちにはこういう課題があるからこのように変えていきたい。だから、街にはこんな機能が必要だ。こんなお店が必要だ。ということが提案として書いてありますので、ぜひご覧いただ

	ければと思います。［資料23・24ページ］この取組は草加が初めてではなく、全国で進められています。最初は今から6年前です。北九州市小倉魚町、小倉駅前のさびれた商店街、シャッター街だったところで取組がスタートしています。具体的な実績としては、5年間で18の案件がリノベーションされて新しいお店が生まれ、新たに400人以上の雇用が生まれ、かつ商店街の通行量が1.4倍になったという実績が上がっています。その事例として、15年間空き店舗だった2階建ての建物がどうなったかというと、メルカート三番街という、若手クリエーターのスタートアップ拠点に変わりました。拠点ができる前、若手クリエーターたちはどこでやっていたかと言うと、だいたい家で内職をしながらやっていました。そして、お祭りやマルシェで販売していたのですが、常に居られる場所を作り、そこに集めることによって、ここを目指して沢山の人がやって来るようになりました。ここで大事なのは、単純に空き店舗を埋めるという発想ではなくて、若手クリエーターのスタートアップ拠点、つまり、ビジネスのチャレンジ拠点がどのような動きかということです。まず、埋もれていた起業家が集まるようになる。それを目指して街に人が集まり始める。ここで商売が成り立っているから彼らは当然ここでお客さんをつくっている。それが周辺のお店に広がって得をしていくのです。その結果どうなったかというと、北九州市と北九州家守社という2つの組織が連携して、6年前に北九州リノベーションまちづくりをスタートしました。リノベーションした案件は18ですが、それ以外に空き店舗がどんどん埋まっていったのです。このような取組をやると、若い人たちがここに行くと楽しいものがある、ここに行けば自分と同じ価値観を持っているものがあると分かってもらえるので、そこに人が集まり始めます。それを見て、自分も出店しようとまちが変わっていくのです。だから、北九州市はどうしたかと言うと、半径60mくらいの狭いエリアにこのような取組を集中させていったのです。広くても徒歩5分圏内と言われていて、半径でいうと約200mの範囲に取組を集中させる方がまちの変化が見えて、波及効果につながりやすいと言われています。［資料25ページ］草加市は今、啓発活動を終えてこれから本格的に事業化を進めるステージに入ります。実はこの気運の高まりの中で、草加市でもオーナー自ら不動産を街に開き始めています。［資料26ページ］市内の住吉でも、築100年以上の蔵をリノベーションして「蔵カフェ中屋（住吉）」をこの夏にオープンし、今、頑張って営業されています。もともとは蔵、いわゆる倉庫です。そこをリノベーションしてまちに開いています。既に、近くのマンションのお母さんたち数人をアルバイトとして雇っております。地元で子どもを育てながら働く場所がなかったのでありがたいと言って、頑張って仕事をしているようです。こちらはリノベーションまちづくりの先に出る形で、地域のオーナーが蔵をまちに開いてまちのコミュニティの核をつくろうということで頑張っている事例です。そこからまた駅の方向に向かうと、プロパンガスのお店があります。ここの倉庫も旧町の若い方が東京から帰って来て、Grill&Bar FUN-KEY SOKA SOKOという若者らしい名前のお肉を中心としたバーを開きました。今日、たまたまオーナーにお会いしたのですが、「お店づくりはまちづくりだと思っています。だから、東京で一緒にホテルで修業した仲間を全部連れて僕の地元の草加に帰ってきました。だから、いろんな使い方をして欲しいのです。」とおっしゃっていました。［資料27ページ］このような兆しがある中で、地域の皆さんと一緒にリノベーションまちづくり実施5カ年計画の作成を進めております。昨年までいろんな啓発活動を地域の方々中心にやってまいりました。今年は本格的にやっていこうということで、6月には草加小学校をメイン会場として、まちのトレジャーハンティングというイベントをやりました。いわゆるまちのお宝探しです。私たちがお宝を探すと、芭蕉や河合曽良というよ

	うにずっと私たちが描いてきたお宝は見つかると思います。でも、それは皆さんも気づいています。他にお宝はないかという探し方をして、市民から出た意見は何かと言うと、例えば旧道沿いには細道が沢山あります。ここは、子どもが遊んでいても車が入って来ないし、ああいった路地にある隠れた居酒屋とか隠れ家的な飲み屋なんて最高ですよね、という話が出てきました。あとは水路です。松原団地もかつての水田跡の水路が沢山あります。そういった空間ってものすごく大事ですね、とか、様々な形でいろんなアイデアが出てきました。これはインターネットで発表しています。まだ見られますので、ぜひご覧いただければと思います。[資料28ページ]実は、リノベーションまちづくり推進のエンジンとなるのが、リノベーションスクールというものです。11月18・19・20日の3日間、草加市役所の旧庁舎を中心に開催されるのですが、簡単に申し上げますと、先程の家守会社のような民間の担い手の皆さんを発掘する、それから不動産オーナーを発掘する、それから事業化を進めるための実践の勉強の場と言うことになります。簡単に言えば、今回実際に東口エリアにある3つの案件を不動産オーナーに提供していただきます。この案件に対して、市内外から集まる受講生が3日間ほぼ徹夜をしながら、ここでどういう事業をやったらこのまちの課題を解決できるかということを寝ずに考えます。金・土・日とやるのですが、3日目に公開プレゼンテーションといって、不動産オーナー等みんなが見ている前で、私たちがこういうビジネスをこの場でやったらこの街はこう変わると思いますという提案をします。もちろん事業計画の数値付きで、私たちにいくらでこの物件を貸してくださいと提案をします。自分たちでやりたいと宣言することが増えているので、私たちに貸してくださいと言う形で提案をしてくれます。それを聞いたオーナーさんが、「分かりました。貸しましょう。」という事になると事業化が進みます。リノベーションスクールは、受講生がだいたい10人くらいのチームで検討していくのですが、その10人がお金を出し合って家守会社を作り、自分たちで事業をやっていくというケースが最近増えています。今回開催するリノベーションスクールでも、指導役の先生2人と受講生8人がチームをつくり、3チームで24人の受講生を募集しました。それに対して定員の倍近い応募がありました。今回まだ合格発表は出してないのですが、市内外から若い男性女性、志のある高齢の方も応募されています。あとは市外からも応募しています。遠いところですと栃木県や茨城県、前回のトレジャーハンティングでは奈良県という方がいました。東京からはもちろん、各地から草加に集まって来ています。地元の方と外の方が交わりながら草加のことを考えて提案をしてくれる場なのです。こういった取組を進めながら物件を発掘して、担い手を発掘して、事業をどんどん進めていくという取組をこれからも続けていきたいと思うのですが、合わせて草加の場合はおかずを加えています。それは、他事業との連携です。いわゆるリノベーションまちづくりは事業の箱を用意していくことになりますが、やはり中身となる部分も同時並行してつくった方が効果的であることから、女性創業スタートアップ事業を実施しています。マンション購入を契機に草加に引越して来る人が多いので、子育て世代や専業主婦が多いことが統計的にでています。と言うことは、女性がまちでコンテンツをつくる。子どもを連れて郊外に行くのではなくて、街中で仕事をしてお金を使ってコミュニティを育んでいけば、コミュニティが活性化して経済も元気になります。男性は市外に仕事に行っているので仕方がない。定年後に帰ってくればいいのです。その時に奥さんがまちに根付いていれば、旦那さんも自然にまちに入って来ます。このようなイメージです。[資料29ページ]埼玉県がウーマノミクスという言葉を使っています。女性の力を活かした経済。それに便乗したわけではないでのすが、草加市と一緒にやっている取組を事例とし

	てご紹介します。［資料30ページ］「私たちの月3万円ビジネス講座」子育て世代の方々は子育てをしながらなので、なかなかフルタイム労働ができにくいです。かつ、子どもが熱を出したら帰らなければいけないなどいろんな状況があります。ですから、子育てや介護などと両立しながら、自分の好きなことをビジネスにしていこうという講座です。平成27年度から始めて、1年目は15人、これも定員の倍以上の応募があって15人に絞りました。2年目も15人が頑張っています。［資料31ページ］1期生が何をやったかと言うと、1人1人が週に1・2日程度しか働けないのですが、みんなでお店を作りました。草加マルイの3階にwaku work lab（ワクワクラボ）といって、自分たちが作ったもののワークショップの空間を作りました。期間限定の店舗なのでまもなく閉まってしまうのですが、彼女たちが次はどのようにまちに貢献してくれるのか期待しています。草加ではママさんたちが頑張り始めているというところです。［資料32ページ］今までの行政が行うまちづくりは、最初に箱をつくります。そうすると、越谷駅前の再開発ビルも閑散としていますが、あのような状況になってしまいます。小さく生んで大きく育てる。小さいエリアで実践して成功して周りに広がっていく。地味だけど漢方薬のようにまちに効果を与えていけるような取組をやりながら、地域の課題を解決していくというところです。［資料33ページ］そのやり方の中で、民間主導、公民連携、行政が皆さんをサポートしていくという役割ですので、リノベーションまちづくりは潜在する豊富な地域資源、有り余る空間資源を活用しながら、働きながら暮らす、職・住・遊・近接のまち、歩いて楽しいまちを創っていこうという取組になります。こういった中心市街地での取組を産業振興の取組の一つの例としてご紹介させていただきました。
【進行Ｂ】	ありがとうございます。意外と頑張っているなという見方、それから、まだそんなの甘いよといったいろいろな見方がそれぞれ皆さんの中であると思います。また、もう少し聞いてみたいという思いもあると思いますが、質問については最後にまとめてお聞きしたいと思います。それでは、早速議論に入りたいと思います。各グループで、どうすれば草加市の魅力をもっと引き出すことができるか、経済の活性化につなげることができるか、ということについて話し合っていただきたいと思います。いつもと同じように意見を付箋紙に書いて模造紙に貼り、整理していただきたいと思います。また、最初にグループの中で意見の発表者を決めていただければと思います。それではよろしくお願いします。 ≪グループでの意見交換≫
【進行Ｂ】	それでは各グループで話し合ったことを共有する時間にしていきたいと思います。様々な課題や問題がでていたようなので、共有のための報告をお願いしたいと思います。それではＡのグループからお願いします。
【登録員Ｂ】	Ａグループでは草加の魅力について語りました。まず、1番目。やはり草加には歴史があるよねということで、まずは宿場町です。草加宿ということで、日光街道の中で歴史があります。歴史という話の中から松並木というのも出てきました。松並木は国の名勝になっています。3つ目は草加煎餅です。煎餅は沢山種類があるし、草加の売りになっています。4つ目は葛西用水の桜並木です。散歩道ということで話が出ました。用水路をとても大事にしていて、そこが散歩道になっているのは素晴らしいです。5番目は皮やゆかた、地球儀です。昔か

	ら草加で活動している方々を大事にしていかなければいけないということです。6番目はお祭りが多いことです。あちこちでお祭りをやっています。でも、その情報がうまく伝わっていないので、それをＰＲできればもっといいのではという話がでました。7番目は小松菜や枝豆がおいしいので、これも売りにできるのではという意見です。8番目はハーブです。草加市は音楽のまちということで、もっと宣伝したらいいということでした。それから建物です。松原団地駅前に大きな図書館があり、文化会館もあります。草加駅にはヴァリエもあるしアコスもあります。これも売りにできるのではないか。それから、やはり都内に近いというのはこの沿線の人たちの魅力だと思うのですが、そうである反面、買物等で都内に行こうかといったこともあるのではという話も出ました。今回は草加の魅力を出したので、この次は魅力の活用の仕方について考えていきたいと思います。
【進行Ｂ】	ありがとうございます。草加の魅力が沢山出て来ました。次はＢグループお願いします。
【登録員Ｃ】	かつては草加市の魅力を考えなくても人が入ってきて、活気があってにぎわっていました。住民の意識としては、ここがこうだから役所がやってください、というような形で進めてきたのですが、市役所の職員というのはやはり連続性がない。何年か経てば異動で変わってしまいます。そのような状況の中で、市民が中心になってやっていくことが大事だということで、今様草加宿とか、松原と草加をつなげるとか、そのような活動をやってきたということを古くから活動さている方から伺いました。これから草加をつくっていくということでは、一人で最後まで生きられるまち、コミュニティづくりというのかな、そのようなまちをつくっていくことが大事ではないでしょうか。住んでいる人それぞれが自分のまちを考えていける形をつくっていくことが大切で、いろいろなまちづくりをやっていて、いろんなところでいろんな市民たちが話をしているのですが、みんなでまちづくり課や産業振興課だけではなく、まわりの課につなげて、全体で横のつながりを大事にして草加市の魅力をつくり出していくことが大事なのではないでしょうか。そのようにしていきたいということがまず前提にありました。長く住んでいるとそこに安住してしまって草加の魅力が見えにくいので、新しい人たちが投げかけていって新しい魅力をつくっていけたらいいと思います。そこで、大学と市が密に連携していけたらいいということです。前回のテーマの時に中学生が話に出てきたのですが、中学生はもちろんですが、草加に住んでいる大学生の力をもっと活用できたらいいという話がありました。祭りとイベントでにぎわっていてとてもいいのですが、それが一時的なにぎわいになってないだろうか。文化的なものとして、例えばコンサートにしても、草加は魅力がないので都内に出て行ってしまう。東京に近いということで、料理屋や結婚式場などもない。東京が近いので文化が育ってないのではないか。また、災害が少なかったり、治水面がすごくよくなってきたことはいい面です。それから、水質がいいのでゆかたや皮などの産業が育ってきたのですが、時代の推移の中でそのような伝統産業が衰退しつつあるのは残念だということです。結論はまだでていませんが、そのような話が出ました。
【進行Ｂ】	ありがとうございます。魅力だけにとどまらず、どのように活用したらいいかについても話がでていました。この話がどのように発展していくのか楽しみです。次はＣグループお願いします。

【登録員A】	草加市は職人気質の人や産業がすごく多いということです。やはり人の流動が多いまちということなので、人自体が魅力だということでした。東京から人を集めたいと思うと集まるとか、そうか公園という広い公園があるので、例えばボートがあればそこでお金が落ちるのではないか、人の流れを止めることができるのではないか。物産展を開催するなど、大きな土地を利用するという手はないのではということでした。やはりイベントがすごく多くて、大きなお祭り、そして公民館・自治会などの小さなお祭りなど、年間を通してものすごい件数があります。それらのお祭りはあまり宣伝されていないので、街の人は知っていますが他の人たちは知らないといったことがあるそうです。他には、草加のお宝かるたがあります。この中に草加の魅力がいっぱい書いてあります。あとは、小道の話がでていましたが、小道で人力車を走らせるという案が出ていました。せっかく獨協大学があるので、獨協大学を利用した企画や、学生がかなり多いので学生が大人数で集まれる場所があればもっとお金を落とせるのではないか。松原団地の卒業生に芸術家が多いというのもお宝的なことだそうです。あと、お煎餅についても、市外からお煎餅職人を草加に入れれば、今の状態に安住せず、もっと新しく繰り広げられていいのではないか。競争心がないところが課題なのかもしれないということです。以上、メリットとデメリットがでてきました。
【進行B】	ありがとうございました。それではDグループお願いします。
【登録員D】	私たちのグループのメンバーは割とレイクタウンに近いところに住んでいるので、レイクタウンってこんな感じだという話で盛り上がりながら、草加の魅力は何だろうという話をしました。グループのメンバーに綾瀬川でカヌーに乗っている方がいるので、綾瀬川の話になりました。やはり、松並木が一番の魅力だという中で、カヌーだけではなくて和舟も走っているよという話になりましたが、越谷の辺りでは浄化槽から直接川に流れているから、あまりきれいな水ではないという話がありました。また、松並木の一番北の場所でお店をやったり、せっかく魅力がある場所なので近辺に波及していくといいという話になりました。瀬崎ではハロウィンのお祭りをやったらすごく人が来たとか、浅間神社で朝市などをやれたらいいという話がありました。草加はすごく人口が多い。若い人たちが沢山いる。小さい子どもも沢山いる。私たちみたいなベテラン世代もいるといった、多世代が多いことがすごく魅力だと思います。その中で、例えば小さい子のママたちが活発に動けること、今も綾瀬川のところでママたちが集まってお店を開いています。しかも、その住宅会社のところは、ただで貸してくれているそうです。そのようなことをやって、ハイと手を挙げる若いママたちが沢山いる。これはすごい魅力だと思います。今日、小学校では子どもたちがザリガニを釣っていました。中根町でもザリガニがまだとれています。そういった自然のものや多世代の人がいることが一番の魅力だと思います。お祭りも確かに多いです。これから獨協の学園祭や松原のお祭りなどがありますが、やはり若い人たちは近隣のお祭りがどこでやっているのか分からない。ダイキンのお祭りは商品の引換券が来るけれど、近くの町会のお祭りは分からないという話がありました。草加には子どもたちが沢山いることがすごく魅力だと思います。私は放課後子ども教室のコーディネーターをやっており、200人以上のスタッフが子どもたちと関わってくれています。スタッフが地域に帰っても、200人以上の人たちは子どもたちに目を向けてくれています。やはり、草加にとってみれば、そうやって子どもたちに目を向ける大人がいることが一番の魅力なので、それから発展していって何かができればいいと思いま

	す。他には、子どもたちにふるさとを、と言うのが願いだそうです。
【進行Ｂ】	ありがとうございます。全てのグループの発表が終わりました。補足する意見があったらお願いします。
【登録員Ｅ】	私は、綾瀬川を年間800kmから1000kmくらい、カヌーに乗っています。芭蕉像のところから三ツ橋の終点まで1.5kmくらいあります。そこでレストランをやりたいという地元の方の希望があります。松並木を1.5km歩いてきて、お茶でも飲みたいといったらちょうどうまい具合に休憩所がある。川中から見ていますと、去年あたりから結構団体が増えてきました。川の上と下で、どこからきたのかと聞くと、川口だ、浦和だ、鳩ヶ谷だとか、近辺の方が2・30人歩いています。しかし、松並木にはトイレがあるだけで休憩所がありません。幸い、ぜひやりたいという方がいらっしゃるので、ちょうど1.5km歩いて来てのどがかわいた、おなかがすいたということで休憩することができるのです。草加市も便乗して何かをやるといいと思います。年間2・3回、カヌー教室をやりますと、獨協の学生や小学生が結構興味を持ってくれるのです。綾瀬川には和舟という大きな船もありますが、もしよろしかったら、自分たちは土日にカヌーで綾瀬川をうろうろしていますので探してください。
【進行Ｂ】	ありがとうございます。水の街、かつては洪水の街でしたが、洪水が抑えられて、川を活用しようというアイデアです。他に補足される方はいらっしゃいますか。
【登録員Ｂ】	日光街道を全体で見た場合に、草加や越谷といった沿線の市が組んで宿場町を盛り上げようという取組はどのようになっているのでしょうか。
【産業振興課】 （髙橋課長）	観光の分野になりますが、実は今年から６宿連携事業がスタートしました。日本橋から埼玉県に入って、いわゆる草加があって越谷があって、春日部があって杉戸があって、幸手があって栗橋です。ここが連携してキャンペーンをやっていこう。それぞれの街をまわっていただくようなスタンプラリーをやっていこうという取組を始めました。このような流れの中で、どこの市でも当時のにぎわいが失われているという問題を抱えているので、それが産業や人の交流などのつながるきっかけになればいいと思います。草加では来年で15年目になりますが、宿場まつりをやっています。杉戸宿は今年400年になったので、初めて宿場まつりをやりました。来年以降どうなるか分からないらしいですが、各地で様々な取組を行っている中で連携していこうという動きはあります。
【登録員Ｆ】	みんなでまちづくり自治基本条例が今年の6月18日に変わったと書いてありますが、主にどのようなところが変わったのか教えて欲しいです。また、先程の話の中で「コーホート」という言葉が出てきましたが、どのような意味か教えていただきたいと思います。
【進行Ｂ】	みんなでまちづくり自治基本条例は変わっていません。「コーホート」については産業振興課から説明をお願いします。
【産業振興課】	「コーホート」とは、いわゆる人口統計の分析方法のことです。単純に言うと、過去と今

（髙橋課長）	とを比較して、その年代別の人口がどのように変化したかという指標です。5年前に比べて15歳の人が増えていればグラフがプラスになってくる。例えば、草加駅東口周辺地区について言えば、年齢の高い方の割合が減って中くらいの年代が増えている、ということがグラフから見えるということの1つの指標です。
【登録員Ｆ】	5年ごとの指標というか、変化ということですね。
【産業振興課】 （髙橋課長）	そうです。
【進行Ｂ】	ありがとうございます。草加には様々な魅力があり、これをどのように次回につなげていくかということですが、一つはこれらの魅力が経済の活性化にどのようにつながっていくか。それから、世代間の人口の推移を考えた時にどうなのかということも次回の会議で話せるといいと思います。 実は今日、「川崎市子ども夢パーク」という川崎市がつくった冒険遊び場の視察に行って来ました。11月の始め頃、子どもたちがお祭りをやるそうです。10歳くらいの子どもたちが沢山お店をつくります。そこで、“税金は売り上げの10％”と書いてあるのが目に入りました。大人が言ったのではなく、子どもたちからその税金で夢パークの欠けているものを作っていこうという話になっているそうです。説明によると、税務署の署長が大変感心して、日本で一番有効な税教育だというようなことをおっしゃったそうです。子どもたちの発想のようなことがいくつかのグループで出ていましたが、世代の一つとして子どもたちの発想をどのように生かしていくのかということも次回の会議で議論できるといいと思います。 さて、本日、皆さん方のご意見やグループの話し合いを聞いて、テーマ出題者はどのように感じられたか、次回につなぐということも含めて、全体の話を聞いた上で出題者がどのようなことを感じられたのか。今日のまとめとしてお話をしていただきたいと思います。
【登録員Ａ】	私の中で貴重な時間をいただきました。草加にいながら草加のことを知らないということが多かったので、草加の状態を教えていただきすごく楽しい時間になりました。ただ、いろんなことをやっていても知らない人が多いと言うか、告知力が薄い気がしました。様々なことをやっていて、プロフェッショナルの人は沢山いるけれど、草加市の人たちがみんな知っているかと言うと、私も草加市に5年いても知らないことが多かったので、本日の話し合いの中で出てきた魅力がすごく勉強になりました。そして、もっといろいろ知りたいというのが率直な意見です。また、一つのイベントだけではなくつながりをもった状態で、それが草加市全体としての経済効果につながるようにみんなで協力できるような、そういうアイデアが次の話し合いの時に出るといいと思います。ありがとうございました。
【進行Ｂ】	ありがとうございます。もっと市民同士がつながって、いろんなことを知って、更にそれを経済効果につなげていくということです。また、議論の中で新しい力、若い人たちをどのように引き出していくのかという話がグループの中で出ていました。そのようなことを次回、もう一度このテーマの中で掘り下げて、経済効果にどのようにつなげていくのか、どのようにまちを活性化できるのかということにつなげていければと思います。次回もできれば同じグループのメンバーで、もう一度話を掘り下げていけたらいいと思います。本日は今ま

	での回と比べて参加者が少なかったので、次回、新たに出席された方々にももう少し加わっていただいて、もう少し大きな輪の中で話ができればいいと思います。 　それでは、以上で進行役を終わらせていただき、事務局にマイクを戻したいと思います。
【事務局】 （亀山所長）	本日、進行役を務めていただきました青柳様・浅古様、ありがとうございました。そして、ご出席いただいた登録員の皆様、大変真剣な意見交換、大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。次回の会議は、平成29年1月25日（水）に同じ場所（中央公民館第１第２講座室）で、引き続き「草加市の魅力と経済活性化」をテーマとして開催します。 　次回の進行役ですが、同じテーマについて意見交換を行いますので、青柳様と浅古様に引き続き務めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
【登録員】	≪拍手≫
【事務局】 （亀山所長）	では、次回の進行役も青柳様と浅古様にお願いしたいと思います。 　最後に皆様にご連絡があります。平成26年度からみんなでまちづくり会議は年に4回の定例会議として開催し、登録員の皆様からご応募いただいたテーマについて話し合いを行ってまいりました。ここで、再度、会議で話し合うテーマを登録員の皆様から募集いたします。皆様の地域に関することや、福祉・介護のことなど、多くの登録員の皆様からのご応募をお待ちしておりますので、ぜひ、みんなでまちづくり課までお寄せください。 　それでは、これをもちまして、平成28年度第3回みんなでまちづくり会議を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成２８年度第３回みんなでまちづくり会議

次　　第

平成２８年１０月２５日（火）午後７時～
草加市立中央公民館　第１・２講座室

１．開　　会

２．議　　事
＜議題＞
「草加市の魅力と経済活性化」

３．閉　　会

■(みんなでまちづくり会議)・・・草加市みんなでまちづくり自治基本条例より抜粋
第26条　市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。
(1)　前条のまちづくり計画の提案
(2)　パートナーシップによるまちづくりの政策提言
(3)　この条例の運用の監視
(4)　この条例の調査・研究
(5)　その他この条例に基づくまちづくり
2　市は、前項の内容を公表します。
3　市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。
4　市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。
5　みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。
6　市議会は、前項の意思を尊重します。

平成２８年度第１・２回みんなでまちづくり会議　まとめ

■テーマ：首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築

■趣　旨：現在は、民生委員が高年者世帯のうち要介護者を主体に名簿を管理していますが、とても民生委員一人で25から50人もの高年者の避難を援助できません。具体的な法律も条例もありません。どうしますか？
※社会的弱者の方も安全に避難できる補助体制を考えます。

１．意見のまとめ

≪市が検討すべきこと≫

・避難所運営組織や「地震対策マニュアル」など、なかなか周知されてないので、もう少し広報の仕方を考えて欲しい。

・要援護者名簿を町会・自治会に渡せないのは個人情報保護法があるからだと思うが、運用の問題で解決できるのではないか。

・福祉課で把握している要援護者名簿を知ってもらっても構わないか本人にあらかじめ確認し、ＯＫならばせめて両隣の方に留意してもらう形がいいのではないか。

・大きい地震が起きた時にお互いのコミュニケーションがとれるようなグループを組織化するよう市役所からも呼びかけをして欲しい。

・家具の転倒を防止する器具を市で給付し、町会・自治会で取り付けてあげることが必要ではないか。

・高層マンションでは、電源が落ちてしまうとエレベーターが使用できなくなってしまうので、最低限水をどうするか行政で考えてもらいたい。

・家屋の倒壊や道路の遮断などでケガ人が出た時のために、ヘリコプターが発着できる場所の整備を行うとともに、無線の設備などを熟知した方にレクチャーしていただくか、大きい施設には常駐していただく形を行政でも考えて欲しい。

・市内にもいくつか防災無線の拠点を設置して使えたらいいと思う。

・すべり止めなどの備品関係は市で用意し、ボランティアを募って高齢者や身体障がい者などの自宅に設置したらどうか。

・戸建ての耐震に関しては、行政が定期的に専門家を入れて調べて欲しい。

・避難する時には必ずブレーカーを落とすことが大切である。ブレーカーを落とす機械が売っているので、できれば予算をつけていただき、行政で用意していただければかなり被害は防げると思う。

・発災時に一番困るのは要援護者の避難補助だが、要援護者の情報がない。

・医師や看護師などの専門職がすぐに対応できるよう、それぞれの組織で話をつけておくことが必要。

・要援護者が町内のどこにいるか分からないので、分かるようにしてもらうことが大事なことである。

・要援護者、場合によっては寝たきりの人のご家族は情報を外に出そうとしない。もし、聞いたとしても、どのように避難所に搬送するのか、要援護者専門の避難所をつくるのかどうなのかが分からない。防災組織が学校側と相談するか、或いは行政が話をしていただくことも大事なことである。

・避難所を運営することよりも、避難所に行くまでのことが大事ではないか。

・避難所はこういった施設で、自宅に居られなくなった時にはどうすればいいかを掲示していくことで、周知されるといいのではないか。

・浦和では災害時にファミリーレストランから援助していただくような契約をしているという話を聞いたことがあったので、日頃からそういう事も大切ではないか。

・行政で作成している災害時の要援護者名簿を災害が起きた時にどのように活用して支援する体制を作るの

か決めておいていただきたい。

・一次避難場所が小・中学校、二次避難所が市内の各施設と伺っているが、今、Ａグループの【登録員Ａ】や車いすの方と一緒に市内の公民館やコミセンなどの施設を回って、トイレのバリアフリー化を見て回っているが、車いすが利用できるトイレが少ない。新しい施設で満点のところが何か所かあったが、そういった施設に車いすの方たちが移動できるように、車いすの方はここの施設がいい、視覚障がいの方はここだね、聴覚障がいの方にはアイドラゴンが設置された施設がいいといったように、そこに行きつくかどうかはまた別問題として、障がいによって何か所かを決めておくことが必要だと思いました。車いすの方が避難所に運ばれたけれど、その施設はトイレが使えないという状況では意味がないと思います。

・草加は災害が起きた時には液状化が怖いと言われているが、液状化の対策を講じて欲しい。

・バリアフリー化の構築も平素の事業として行政で考えていただきたい。

・弱者の中には赤ちゃんもいるが、東日本や神戸などの災害経験者の話を伺うと、赤ちゃんの泣き声がうるさくて避難所にいられなかったとか、ベッドでないと寝られないのに本当に辛かったとか、それぞれの弱者の方がいるので、そういう方にとってどの施設がいいかということも具体的に決めておかないと意味がないと思う。

・バリアフリーで言うと、松原大橋がきれいになったが、急こう配になっていて歩きにくいので何とかならないかという意見があった。

・みんなでまちづくり自治基本条例ができた平成16年頃からコミュニティの問題があったし、5・6年前からネットワークづくりなども考えているが、私の経験から言わせていただきますと、隣に誰がいるか、お互いのことを分かっていた時代はずっと不安なく過ごしてきた。町会に入ったらいいのではないかというような話が出ているが、実際に何年もできていないので、その時間を使って子どもに教育をしていったらどうか。⇒例えば、小学校のうちから地震が起こった時にはどうするかを知識として毎年毎年習っていってくれれば、新しい知識がどんどん途絶えないで済むので、今すぐできることとして来年度からでも教育に取り入れて欲しい。特に若い人の教育に取り入れることを提言したい。

・災害時、家族が別々に帰ってくる可能性があり、めったに草加で出歩かないお父さんたちが結構いると思うので、避難所に行く道順は分かりやすい案内をつけていただきたい。

・時々、テレビのコマーシャルで「災害用伝言ダイヤル」のＣＭが流れると思うが、そういったことについて役所でももう少し考えていただきたい。市内には防災行政無線が設置されているが、家の場所によっては他の地域の情報が入ってきたり、音が反響してしまってきちんと聞こえないことがあるので、民生委員の方が対応するまでの間にすぐに情報が分かるような仕組みを検討していただければ非常にいいと思う。通信のネットワークが確立されているかどうかというのは難しいが、やはりインフラとしては非常に高いレベルにあるので、そういったところでは十分使えるような形をとっていただければと思う。

・聴覚障がい者のための手話つきのニュースを伝えるアイドラゴンが市内に4か所、谷塚中・松江中・草加小・新田小に設置されているが、聴覚障がい者の方々がちょうどそこの近くに住んでいて情報を得られればいいが、遠いところに住んでいる人は情報が入らないということがあるので、そういったものを市内に広げていただき、どこに住んでいても情報が得られるようにしていただくことが大切だと思う。

・地域のコミュニティが大事だという話をする時に、町会に入ってくれないということや個人情報の問題について話が出るが、災害の面から考えて、情報がないと助けに行きたくても行けないということ強調し、盆踊りやお祭りをやるというプラスの面から町会に勧誘するのではなく、極端に言えば万が一の時にあなたの死体を掘り出せないといったように、本当に災害が起きた時は大変なことになるのでぜひ町会に入って情報をくださいという進め方をしてみたらどうか。町会に加入するメリットとして、明るいところだけ

ではなく、悲しいことや辛いことを少しでも防ぐ意味にも必要だということをぜひ強調していただきたい。

≪市民が意識すること≫

・名簿がないからといって何もしないわけではなくて、やはり自らエリアの名簿を作って、実際助けなければいけないのは誰かを確認することが重要だろう。⇒すでに名簿を作成していたり、いざという時に何ができるかということを検討している地域もあるので、地域によって濃淡があるのではないか。
・町会だけではなくて、町会に入っていない人も含めて普段からコミュニケーションがとれるような状態にするには、我々は何をしたらいいのか。⇒ボランティア精神が必要ではないか。それだけではなくて、お互い様の精神で、町会の会員だけではなく、町会に入ってない人も含めて近くにどんな人が住んでいるのか知りたい、いざという時に手助けが必要な状態の方のことをもう少し詳しく知りたいというコミュニケーションの仕方が大切なのではないか。そのために、一歩前に出なければいけないし、助けが必要な方はいざという時には助けて欲しいというＳＯＳを出すかもしれないが、普段の時には大丈夫ですと言うかもしれないので、お互い一歩前に出ることが必要ではないか。
・発災前の常日頃から隣近所付き合い、コミュニケーションをとることが一番大事ではないか。
・発災時にはまず自分の身を守ることが一番であり、自分の身を守らなければ人は助けられないし、家族も助けられない。自分の身を守ることがまず大事で、その後に家族という事になる。
・災害時にはまず自分の身を守ることが大事。
・高層マンションに住んでいる方は、避難所に行くよりも自宅にいた方が安全だとも言われているそうである。そうなると、トイレや水の問題の解決策についても意見が出てきた。
⇒例えば、トイレに大きなゴミ袋を入れて、新聞を入れて、最後は口を閉めて捨てるというように、自宅に居られるようにすることも大事である。
・災害の前に、コミュニケーションが大事であることを心がけ、向こう三軒両隣、日頃から声をかけ、心にかけてお付き合いをすることが大切である。
・遠くの親戚よりも近くの他人。
・初歩的なことだが、避難所の場所を家族で話し合っておくことが大切である。
・災害が起きた後、3日間は自分で自分の命を守れとよく言われるが、飲み物として水の用意、それからトイレ用の黒いビニールや備蓄倉庫にあるような食べ物、カンパンの缶詰めが売っているので、3日間は自分で自分の命を守るという心掛けが必要ではないか。
・私は一人世帯だが町会に入っており、次年度班長なので、自分でリストを作って頑張っていきたいと思う。

≪市と市民が協力してできること≫

・要援護者名簿を地元の人たちが持っていなければ、助けられるものも助けられない。
・訓練をしながら隣近所の情報をまとめていき、住民同士で周知徹底していくことで対処するといいのではないか。
・要援護者に「大丈夫です」というマグネットのようなものを配布するといいのではないか。
・マンションに缶詰めにされてしまい動けなくなった時のために、向こう三軒両隣で小さなグループを作ってあらかじめ情報を知らせておき、緊急時には対処するといいのではないか。
・ある程度道具を使いこなせて段取りができ、各避難所を仕切れる若いリーダーを早期に作ることが大切である。やはり、訓練を何度もしておく必要がある。
・中学生になれば戦力になるので、学校で避難訓練はやっているかもしれないが、防災訓練の時に道具の使

い方などを中高生に学んでもらいたい。
・要援護者を全員誘導するのは無理だと思うので、逆に自宅に居てもらって水や食料を持っていくというやり方もあるのではないか。
・災害時の安否確認の方法として、表側に「ＳＯＳ」、裏側に「避難所にいる」と書かれたプレートをつくり、玄関に貼っておけば居場所が分かるのではないか。
・平日の日中に災害が起きた場合、若い人たちは仕事をしているので、高年者だけで対応ができるのか。ここで力になるのは、地域の中学生ではないか。中学生は常日頃いるので、中学生に手伝ってもらう。
・避難所が地域の小中学校であることを、子どもが小学校に通ったことがある母親の立場の人は割と知っていても、仕事に通っている男性は意外と知らないのではないか。
・昼間は男性が仕事に行っているので、女性や高年者でどのように情報を集めながら対応していくのか。
・町会の班の範囲ならば誰が住んでいるかが分かるし、町会に入ってない人がいたとしても、狭い範囲ならば何となく分かるのではないか。班がいくつか集まった状態で組織ができるといい。そういったコミュニティの話の中にも、町会の活用や普段からの近所づきあいの大切さなど、出て来ない人はどうしたら出てくるようになり、私たちが情報を共有できるのか。
・民生委員は高年者のことは知っているが、ハンディを持つ人や小さい子どもがいる人はあまり知らない。どうやって知るかは町会の役割である。
・災害時には商店会も協力する訓練ができるといい。
・町会が大事であるということを周知することが大事ではないか。
・避難所として指定されている各小中学校で訓練が行われているが、訓練の内容の検討や、何度も何度も訓練を行うことが必要である。
・昼間に災害が起きた時には中学校の生徒にお願いするようなことも検討して、高年者の援助にあたってもいいのではないか。
・災害時の弱者救済の考え方についても話をしておいた方がいいのではないか。
・事前のこととして、目の不自由な方や妊婦のようなハンディを抱えている人たちにとって何が大変かということを体験しておくことも、直結ではないが災害時に役に立つのではないか。
・普段から意思疎通できているような身の回りの小さなグループがあることが大事である。この家にどういった人が住んでいるのかを知ることは災害時の救助につながっていくので、そのような日常的なコミュニケーションが大事である。松原団地見守りネットワークのように、そういったことを日常的に実践している団体もある。
・阪神淡路大震災の時、ブレーカーが落ちてなかったから火災が起きたということなので、火災が起きないような備えとしてブレーカーを落とす装置を本当は各家で付けた方がいいと思う。

≪その他意見≫
・避難所に来られる方はいいけれど、来られなかったらどうするのかに焦点を合わせて話すといい。
・同じ階では動けても、階が違うと動けないということや、ドアに鍵がかかっているので災害時に中の様子が分からないといった問題点がたくさんでてきた。

２．市への質問
・熊本では市役所がつぶれているところがあったが、地震が起きた時、市内の避難所の耐震化は本当に大丈夫なのか。

⇒避難所となる小中学校の耐震化は終わっている。

・熊本では、ボランティアが集まる前に、市や県にたくさんの救援物資がたまってしまい避難所に持って行けない、それから広場に車を停めて寝泊まりをしている人に配れないという問題が起きていた。草加市で地震が起きた場合、例えば市外の建設業者を予約しておいて、緊急に何日かだけ来てもらい、救援物資を配送するといった準備が必要だと思う。

⇒草加市はトラック協会と各避難所に物資を運んでいただく協定を締結している。ただ、トラック協会の方も仕事場で被災すると思うので、すぐには行動がとれないと思うが、全然運べないということではない。また、市内避難所には備蓄倉庫があり、避難している人たちのある程度の日数分の食料をストックしている。だから、救援物資が集まる頃には、トラック協会は動けると考えている。

・町会が個人情報を管理してもいいかということを回覧板で配り、異論がある人だけ言ってくださいと言えばそれで済むのではないか。市は町会長には名簿を公開してもいいし、それは個人情報保護法に触れず、訴訟も起こされないと考える。

・電源が落ちてエレベーターが止まってしまうと、高層階に住んでいる高年者は水を運ぶこともできない。そのような事態に備えて、市は電源車のようなものを何台か用意できないのか。

３．要援護者の避難誘導について、どうすれば市民自身が協力しながら助け合うことができるのか？

・ただ高齢者というだけならば、町会に入っていれば町会長などはだいたい把握している。町会に入ってない人は把握が難しい。

・要介護者などについては、なかなか家族から情報が外に出ないが、何名かの方にそういった情報を出してもらえれば、地域で割り当てを決めて、自分が無事だったら救助するような体制ができればいい。

・一昨年、各町会に宛てて全世帯でアンケート調査を行ったところ、人材を発掘するのに役立った。元看護師、医者、建築業などの特技を各町会がまとめて万が一の時には協力をお願いするという体制をとることを地区内の各町会長にお願いをした。皆さんもやっていただくといいと思う。

・今の町会加入率の低さを考えた場合、どれだけフォローできるのか。どうやったら町会に入ってもらえるのか、自己責任で全部任せるのか、共助互助の精神がない人は知らないよとするのか、加入率を上げるためには何か方策を考えているのか。

⇒会費を安くするのが一番ではないか。

⇒金額だけの問題なのか。町会としてこういうことをやっているということなのか。

・幼い頃、町会はネガティブなイメージが強かったが、現在こういった場に参加して、町会の重要さが分かってきた。自分は草加出身で地域の小・中学校の友人がたくさんいるので、その者にまずは町会の大切さについて話をしている。皆さん、お子さんがいると思うので、そういった方に少しずつでも話を広げていただければ、いつかは動くのではないかと思う。自分の場合は30何年かかったかもしれないが、やっとこの年になってその重要さが分かってきたので、そういったことを若い人に伝えていくことも必要だと思う。

４．市内の実例

①松原団地見守りネットワーク

・要請があれば車いすなどで病院に連れて行ったり、掃除をしたりしている。安否確認の電話もやっている。松原団地の中だったら松原団地見守りネットワークである程度は把握している。他の地域でも、大きい範囲ではなくて小さい範囲でいいから小さいグループがあれば、難しいことをやらなくても把握できると思う。

・要介護を隠しているという話を聞いたが、松原団地ではやっと介護を受けましたと喜んでいる人が結構い

るので、その辺りの見方も違うのではないかと思っている。

②ふれあいコミュニティ吉町

・吉町12町会・自治会で有志を募ったコミュニティ推進委員としてのメンバーが140名程いる。そのメンバーが、常日頃から防災講演会や防災訓練などに参加して、地元に災害はいつ起こるか分からないということを肝に銘じている。その上で、災害が起きた時にはどうするかということを考え、避難する際、まずは援護が必要な人がいるかいないかを個別に把握することが大切なので、「ＳＯＳ」「避難所にいる」というプレートを用意している。ただし、大きな災害が起きた時は、もしかしたら車が通れない、道路が人でいっぱいになるかもしれないので、要援護者をどうやって移送するのかということが悩みの種である。草加市は道が狭いところや木造家屋がたくさんあり、火災が起きた時の避難について考えた時にぞっとするところである。「ふれあいコミュニティ吉町」としては、防災講演会や防災訓練を実施し、災害が起きた時のために備えている。

５．テーマ出題者の感想

・首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築というのは非常に重たいテーマなので、一度や二度ではなくて、三度も四度も大地震を経験してそしてやっと答えが見える程度のものだと思う。それでは、絶望していいのか、そうではない。1万5千年前、縄文時代の始まりにも災害が必ずあったと思う。それでも我々のご先祖様は生き残ってきたのだ。今よりもはるかにものはない。制度もない。そういう時代に我々のご先祖様は生き残ってきたのだ。日本人としての助け合いの精神と優しい心をもっているので、これからも、生き残れると私は考えている。

・非常に参考になった。私は今、町会の班長をやっております。班長はもう何回やったか忘れましたが、班長ではない時には別に深く考えないのですが、班長になりますと、最近地震が多いので自分が班長の時に地震が起きたらどうしようという心配があります。皆さんのご意見を2回の会議でお聞きすることができて、非常に参考になった。私が班長になった時に名簿を渡されたのですが、苗字しか書かれてなかった。電話番号もない。家族構成もない。年齢も書いてない。こういう紙を渡されて、回覧板を順番に回しており、班長としての仕事は別に難しいことはない。地震が起きた時には集合場所があって、そこに班の全員を無事に連れていかなければならない。一人で動けない人はどうするのか、そういう分からないところがいくつかあったので、テーマに挙げさせていただいた。今日、分かったことを最後に申し上げると、私の班だけでも、苗字だけではなく名前や家族構成、年齢、電話番号も入れて名簿を自分で作ろうと思う。それから、一人で動けない人をマークしておく。そこまではもうすぐ防災訓練があるのでやっておこうと思う。それが私の結論。あとはもうその時はその時。研究は10年、判断は一瞬。これでいくしかない。

平成２８年第３回
みんなでまちづくり会議

草加市の経済動向からみえる
地域経営課題とリノベーションまちづくり

草加市自治文化部産業振興課

人口推移

これまで草加市の総人口は増加を続け、平成26年4月1日現在で約244,715人に達しています。

一方今後、総人口は減少に転じ、老年人口の増加と年少人口及び生産年齢人口の減少が予想されています。

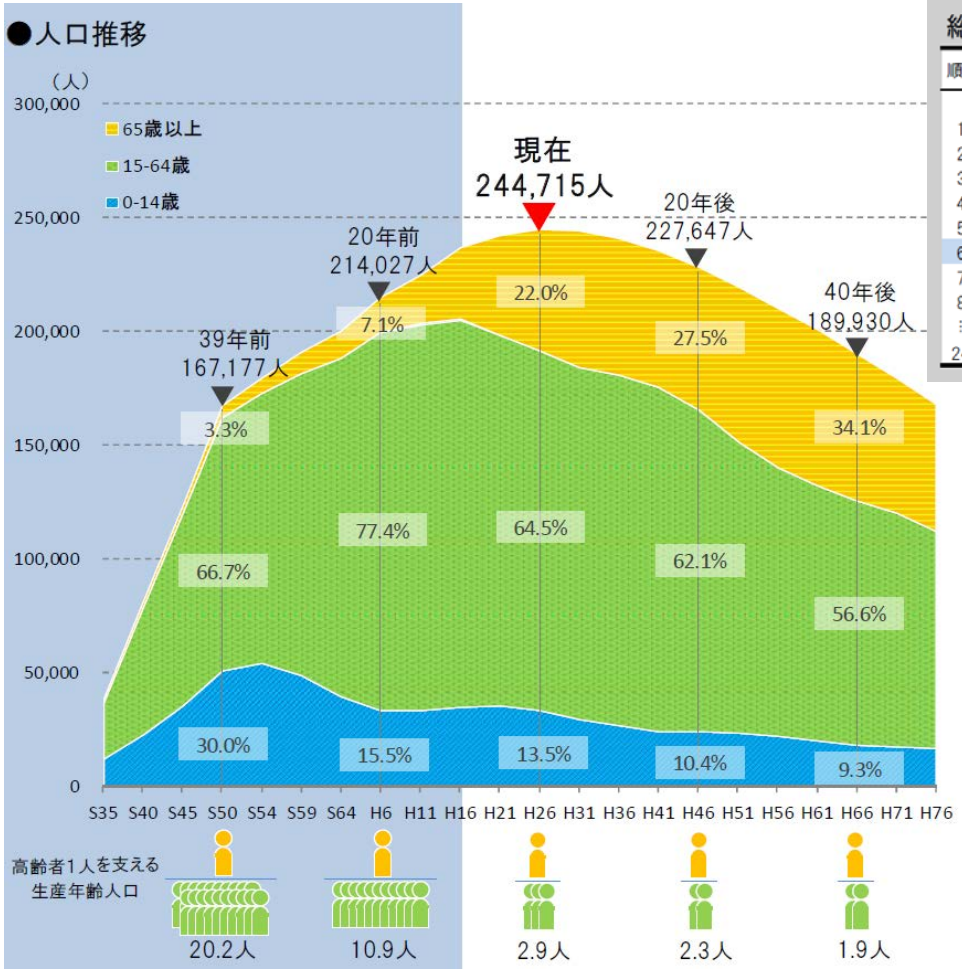

埼玉県市町村ランキング － 人口編 －

総人口

順位	市町村	総人口（人）
	全県	7,221,806
1	さいたま市	1,243,436
2	川口市	566,006
3	川越市	348,796
4	所沢市	342,513
5	越谷市	330,552
6	草加市	245,021
7	春日部市	235,538
8	上尾市	224,968
⋮		
24	八潮市	85,054

人口密度

順位	市町村	人口密度（人/㎢）
	全県	1,901.4
1	蕨市	13,988.6
2	川口市	9,133.5
3	草加市	8,935.8
4	志木市	7,864.9
5	和光市	7,413.1
⋮		
11	越谷市	5,480.9
⋮		
13	上尾市	4,938.9
14	所沢市	4,757.8
15	八潮市	4,717.4
⋮		
18	春日部市	3,569.8
⋮		
21	川越市	3,195.3

平均年齢

順位	市町村	平均年齢（歳）
	全県	44.1
1	戸田市	39.6
2	和光市	40.3
3	伊奈町	41.1
4	朝霞市	41.4
5	吉川市	41.9
⋮		
7	八潮市	42.7
⋮		
9	川口市	43.1
10	草加市	43.3
⋮		
12	越谷市	43.5
⋮		
19	上尾市	44.2
⋮		
21	川越市	44.2
22	所沢市	44.3
⋮		
29	春日部市	45.4

資料：草加市統計データブック2014

通勤流動

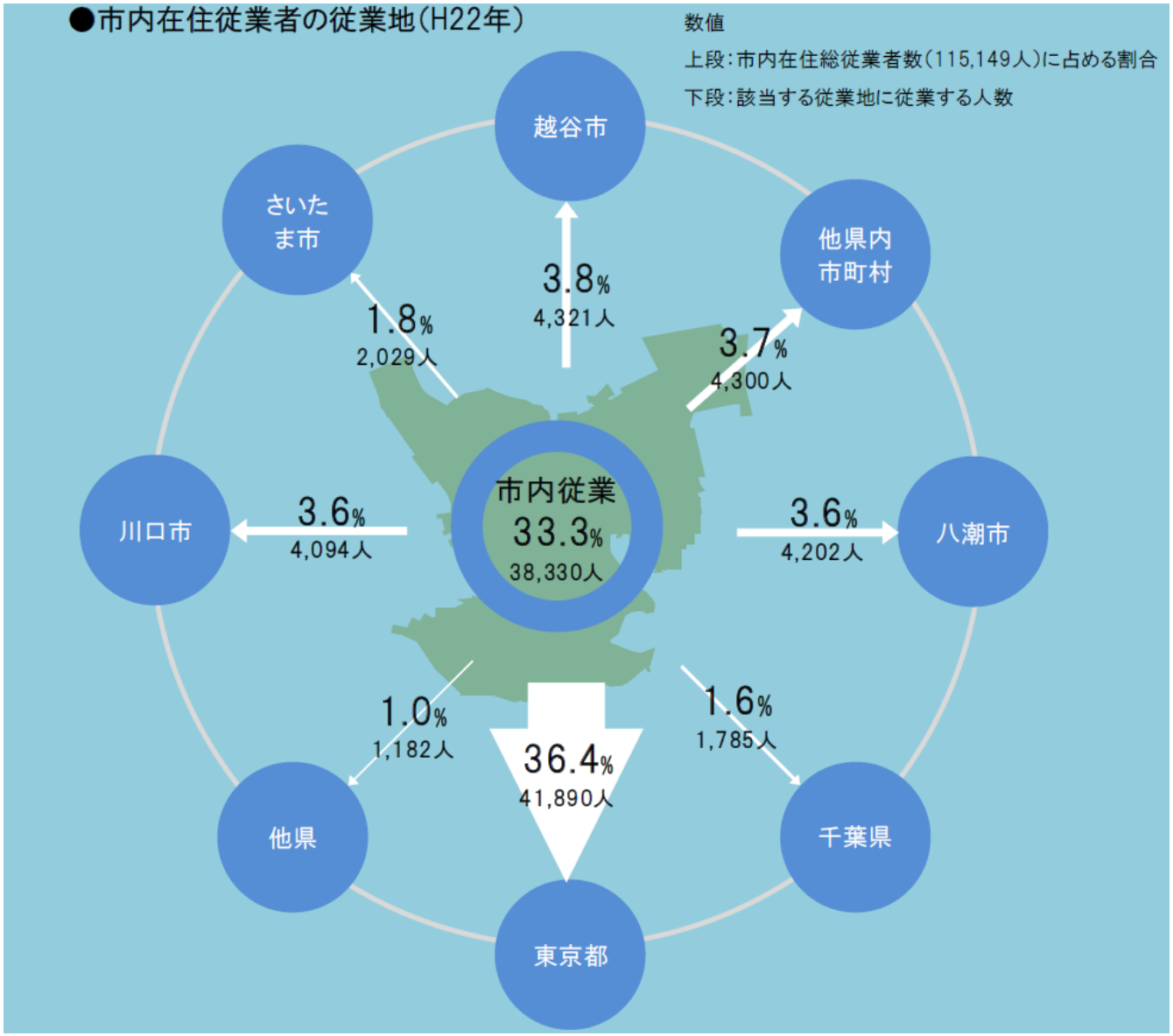

市内在住従業者の通勤先では、東京都が36.4%と最も多く、「市内で従業（33.3%）」より多くなっています。

資料：草加市統計データブック2014

草加市の産業構造について

産業分類別事業所数比率

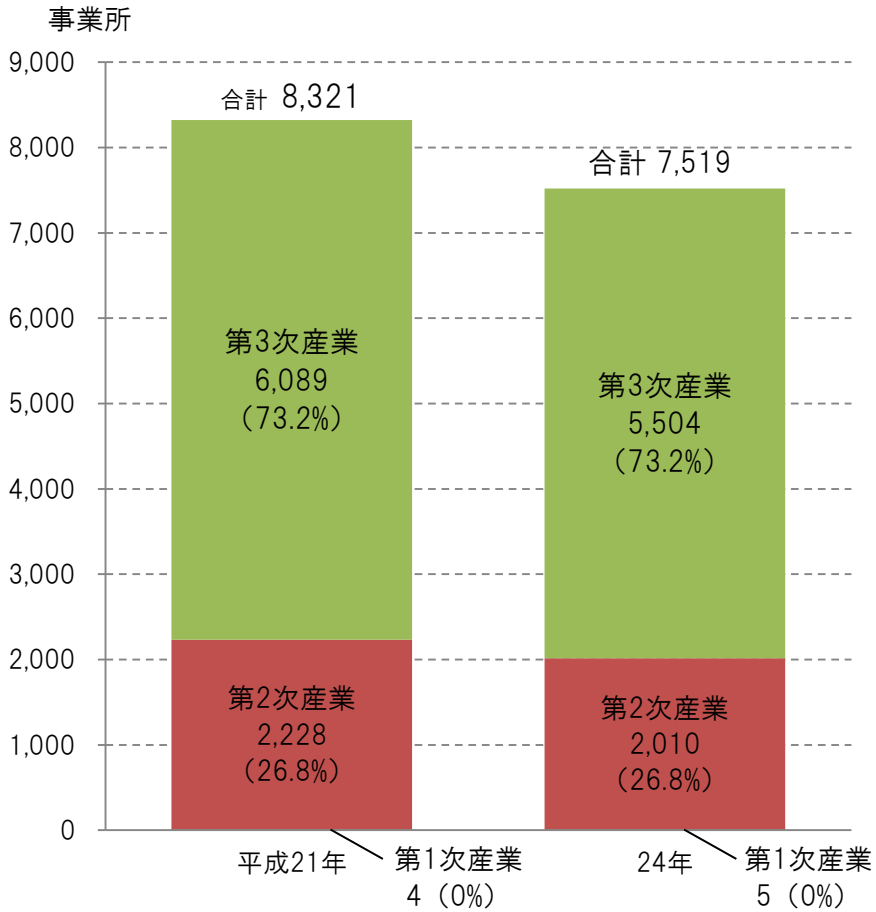

産業分類別市内従業者数比率

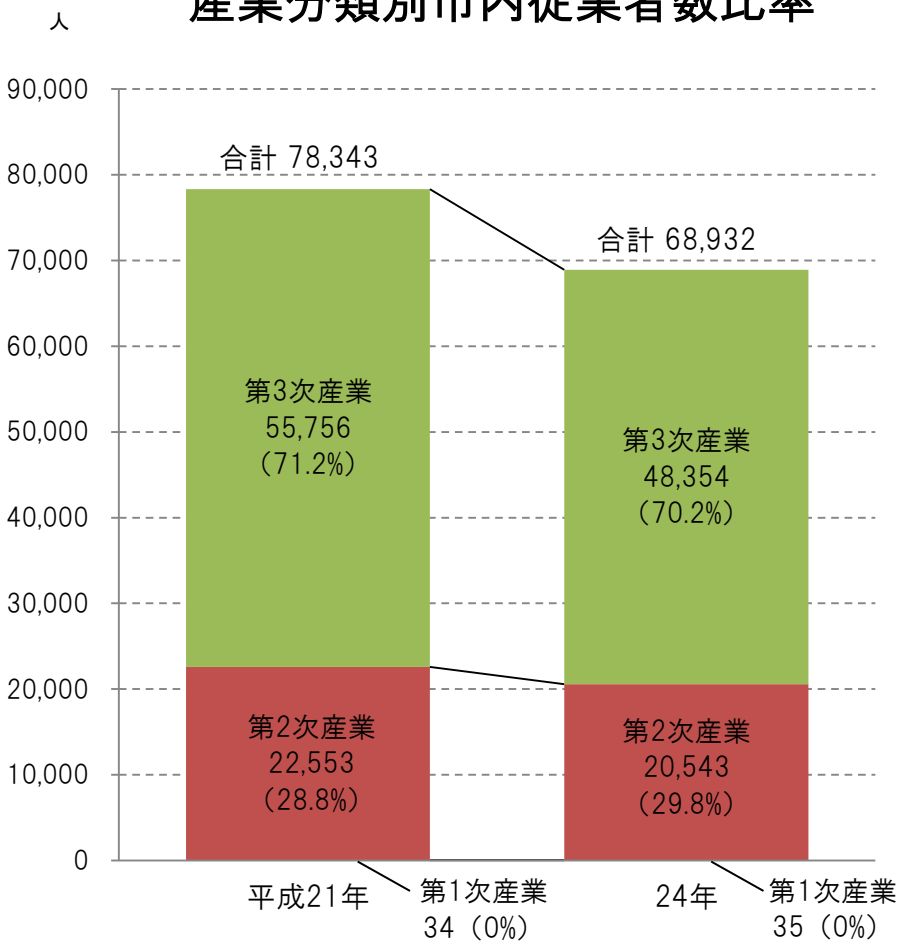

資料：平成21年経済センサス　ー基礎調査ー
平成24年経済センサス　ー活動調査ー

東京都市圏の沿線

高齢化の影響小 ↑将来人口増加

沿線名	夜間人口の増減率①	①指数	生産年齢人口の増減率②	②指数	「高齢者/生産年齢人口」の増加率③	③指数	平均指数
田園都市線	20.7	100.0	6.0	100.0	18.7	54.7	85
京王線	8.9	73.2	-4.8	74.4	17.7	58.2	69
東急東横線	1.6	56.6	-7.4	68.4	13.6	73.3	68
埼玉高速鉄道	3.7	61.4	-8.1	66.5	16.0	64.3	64
京葉線・外房線・内房線	5.8	66.2	-9.8	62.5	19.5	51.6	60
東葉高速線	2.1	57.7	-10.7	60.3	16.9	61.2	60
東西線	-4.6	42.6	-14.3	51.9	12.7	76.6	57
東海道線	-6.7	37.9	-19.1	40.4	19.5	51.6	43
西武新宿・拝島線	-0.7	51.5	-15.8	48.3	26.2	27.2	42
小田急線	-5.3	41.1	-19.3	40.0	23.0	38.8	40
京浜急行線	-12.1	25.7	-23.0	31.1	18.6	55.0	37
中央線・五日市線・青梅線	-6.5	38.3	-20.9	36.0	25.2	30.9	35
総武・成田・京成線	-12.4	24.8	-24.6	27.4	19.6	51.4	35
東北・高崎線	-10.8	28.5	-23.6	29.7	21.8	43.2	34
相鉄線	-10.6	29.0	-25.4	25.5	26.7	25.4	27
東武東上・越生線	-11.8	26.3	-25.5	25.1	26.2	27.4	26
浅草・京成・北総線	-13.1	23.4	-28.6	17.9	28.6	18.5	20
西武池袋・秩父線	-9.6	31.2	-25.6	25.0	33.7	0.0	19
TX線・常総線	-14.4	20.5	-29.9	14.7	28.7	18.1	18
常磐線	-18.4	11.3	-33.0	7.3	27.8	21.3	13
日比谷線・東武伊勢崎線・日光線	-23.4	0.0	-36.0	0.0	26.3	27.0	9

高齢化の影響大 ↓将来人口減少

出典：国土交通省『東京都市圏における鉄道沿線の動向と東武伊勢崎線沿線地域の予測・分析』

主要駅２km圏内の沿線人口(2005年-2035年)

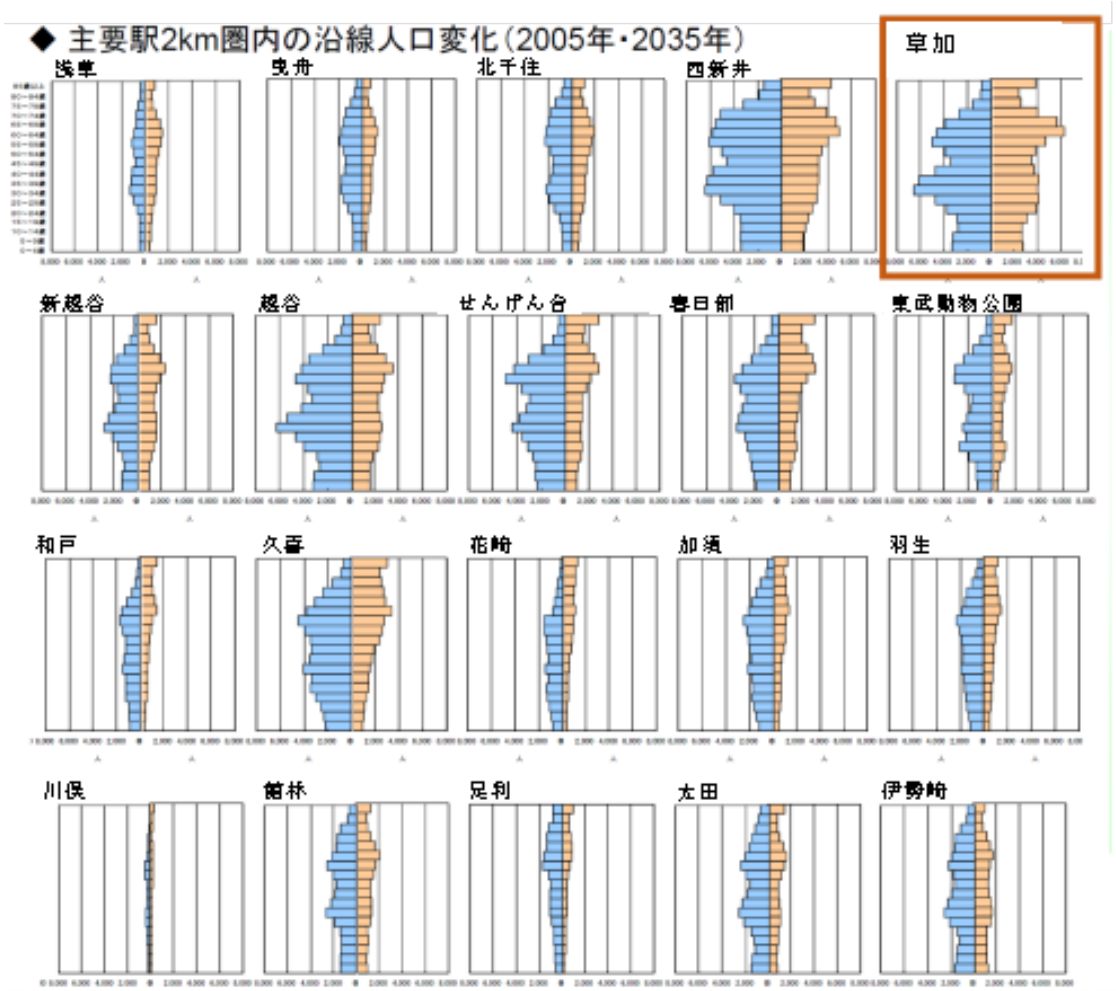

【人口データの集計に関する留意点】
・各駅からメッシュ中心までの直線距離を整理した上で、現況及び将来人口を集計（ティーセン分割により、駅間の重複を除外）
・「将来メッシュ人口の市域合計値」と「社人研の市区町村将来人口」をコントロールトータルとして推計
・2000年～2005年の間に駅2km圏外において住宅開発等による人口増加があった場合には、駅2km圏人口に影響（過小評価の傾向）

出典：国土交通省『東京都市圏における鉄道沿線の動向と東武伊勢崎線沿線地域の予測・分析』

旧道沿道地区の人口

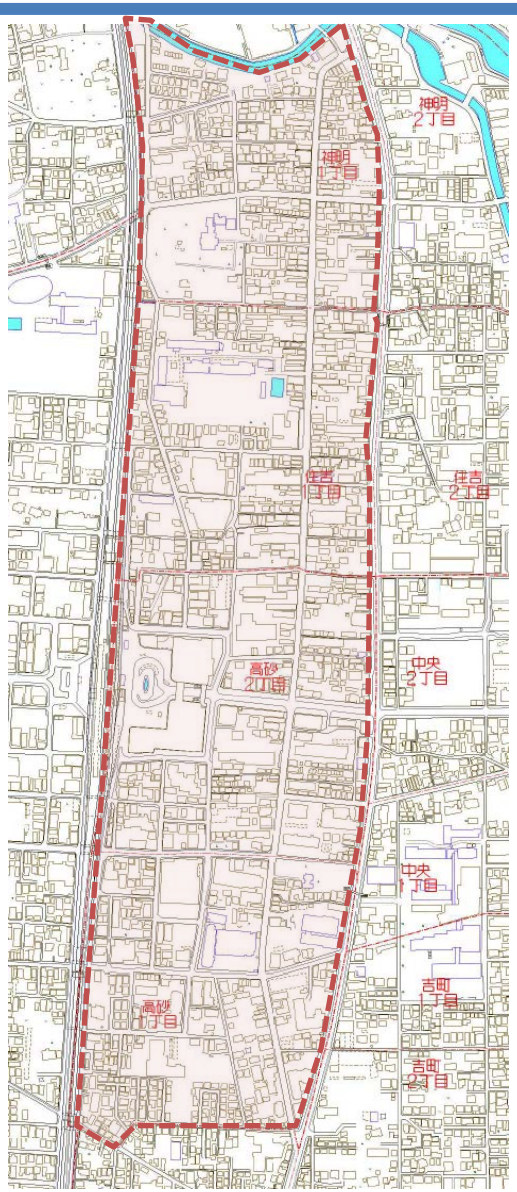

旧道沿道地区は、概ね高砂１丁目、高砂２丁目、住吉１丁目、神明１丁目で構成されており、この４町丁目での人口に関するデータを全市と比較。

旧道沿道地区の人口構成は市全域と比較すると、20～54歳の比率が高く、60 歳以上の比率は低くなっています。

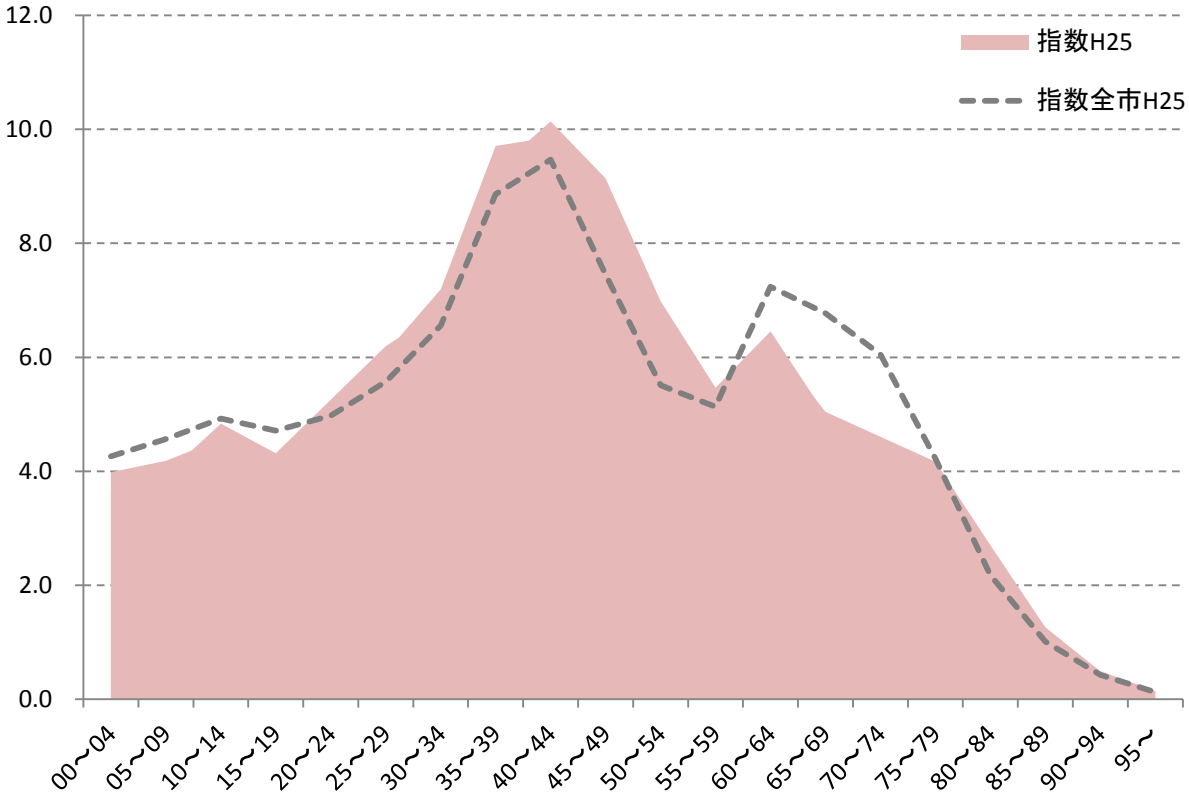

旧道沿道地区のコーホート分析(H22-H27)

旧道沿道地区の平成22年から平成27年の5年間の人口移動について、市全域と比較すると、30代～40代の流入が多くなっていることがわかります。

■全市

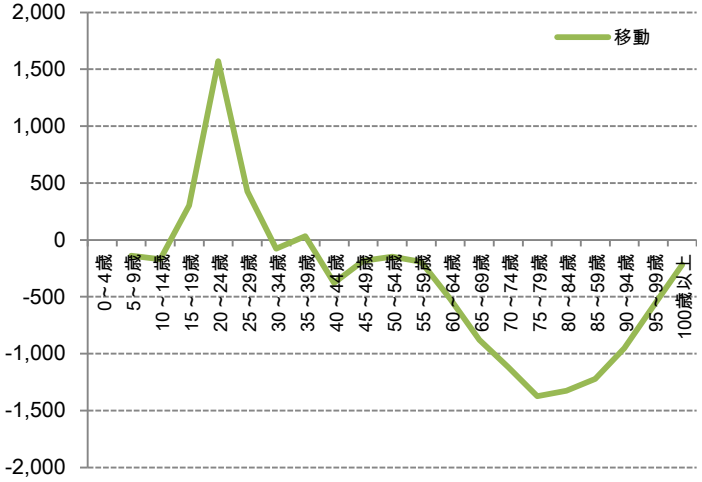

■4町丁目計

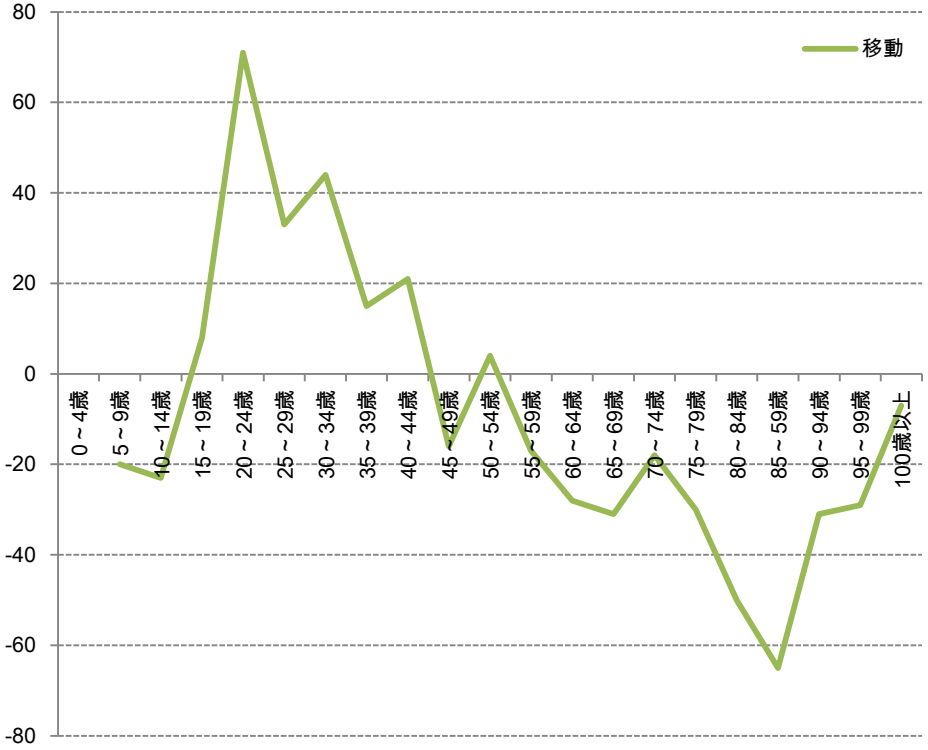

人口は増えているのに・・・・・

市内購買率

1．食料品、日用雑貨等

	市内購買率	平成17年との増減	県内他市流出率	県外流出率
草加市	87.5	-3.4	11.0	1.5
川口市	94.3	-0.6	5.2	0.5
越谷市	96.7	1.2	3.2	0.1
八潮市	74.2	9.1	24.3	1.5
埼玉県	-	-	-	1.2

2．洋服、衣料品等

	市内購買率	平成17年との増減	県内他市流出率	県外流出率
草加市	55.3	-13.7	33.8	10.9
川口市	81.9	2.3	12.2	5.9
越谷市	82.0	4.1	13.1	4.9
八潮市	41.5	10.7	49.1	9.4
埼玉県	-	-	-	8.1

3．家族で買い物を楽しむ

	市内購買率	平成17年との増減	県内他市流出率	県外流出率
草加市	18.1	-23.9	69.4	12.5
川口市	73.1	1.0	18.8	8.1
越谷市	74.5	18.4	20.1	5.4
八潮市	14.2	-2.3	77.1	8.7
埼玉県	-	-	-	13.7

4．飲食、外食を楽しむ

	市内購買率	平成17年との増減	県内他市流出率	県外流出率
草加市	61.3	-8.5	29.6	9.1
川口市	81.5	3.7	13.5	5.0
越谷市	87.5	5.7	8.9	3.6
八潮市	35.9	3.3	54.4	9.7
埼玉県	-	-	-	6.3

資料：平成22年度埼玉県の消費者動向

1994(平成6)年

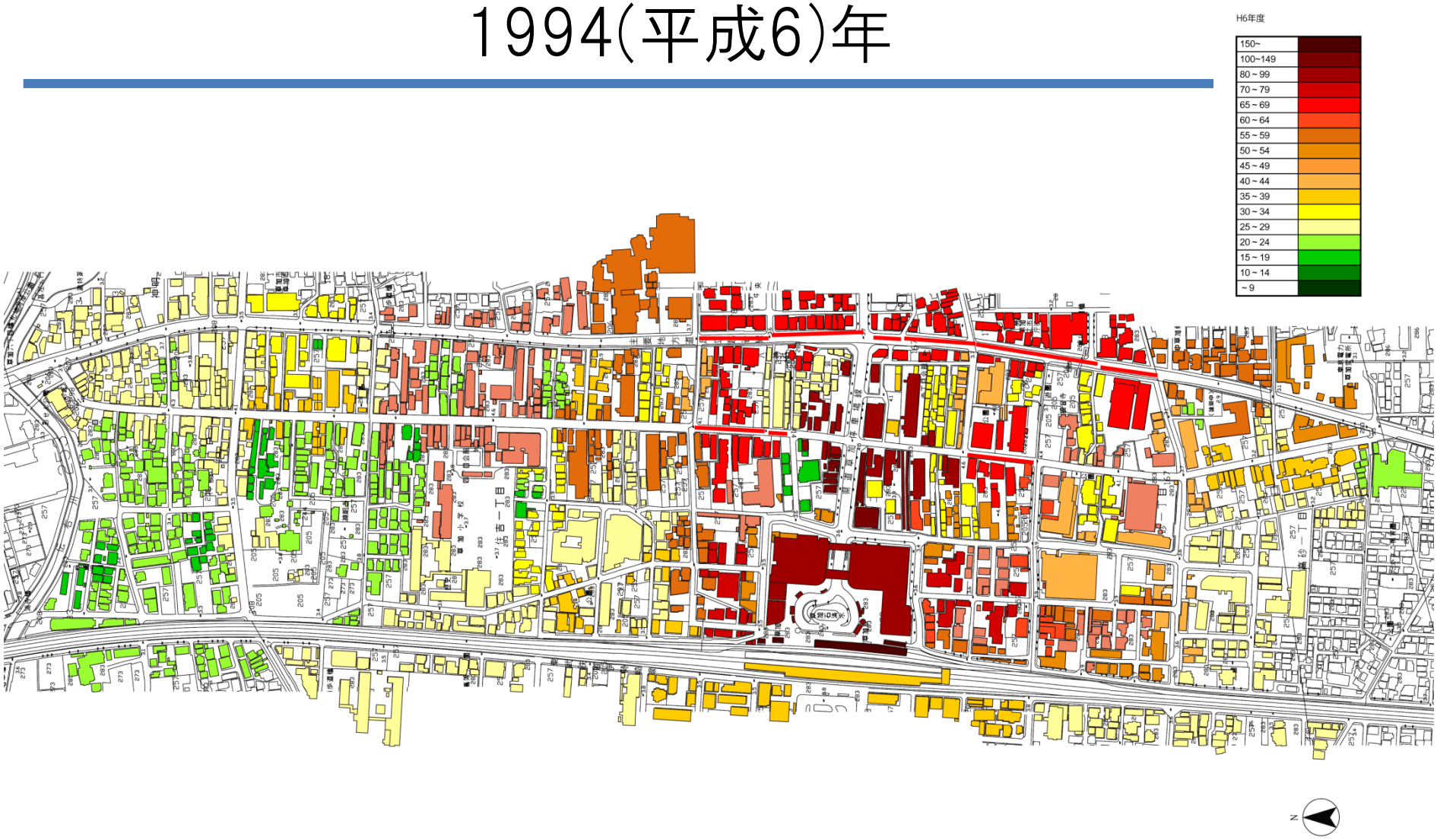
H6年度
150~
100~149
80～99
70～79
65～69
60～64
55～59
50～54
45～49
40～44
35～39
30～34
25～29
20～24
15～19
10～14
～9
N

1998(平成10)年

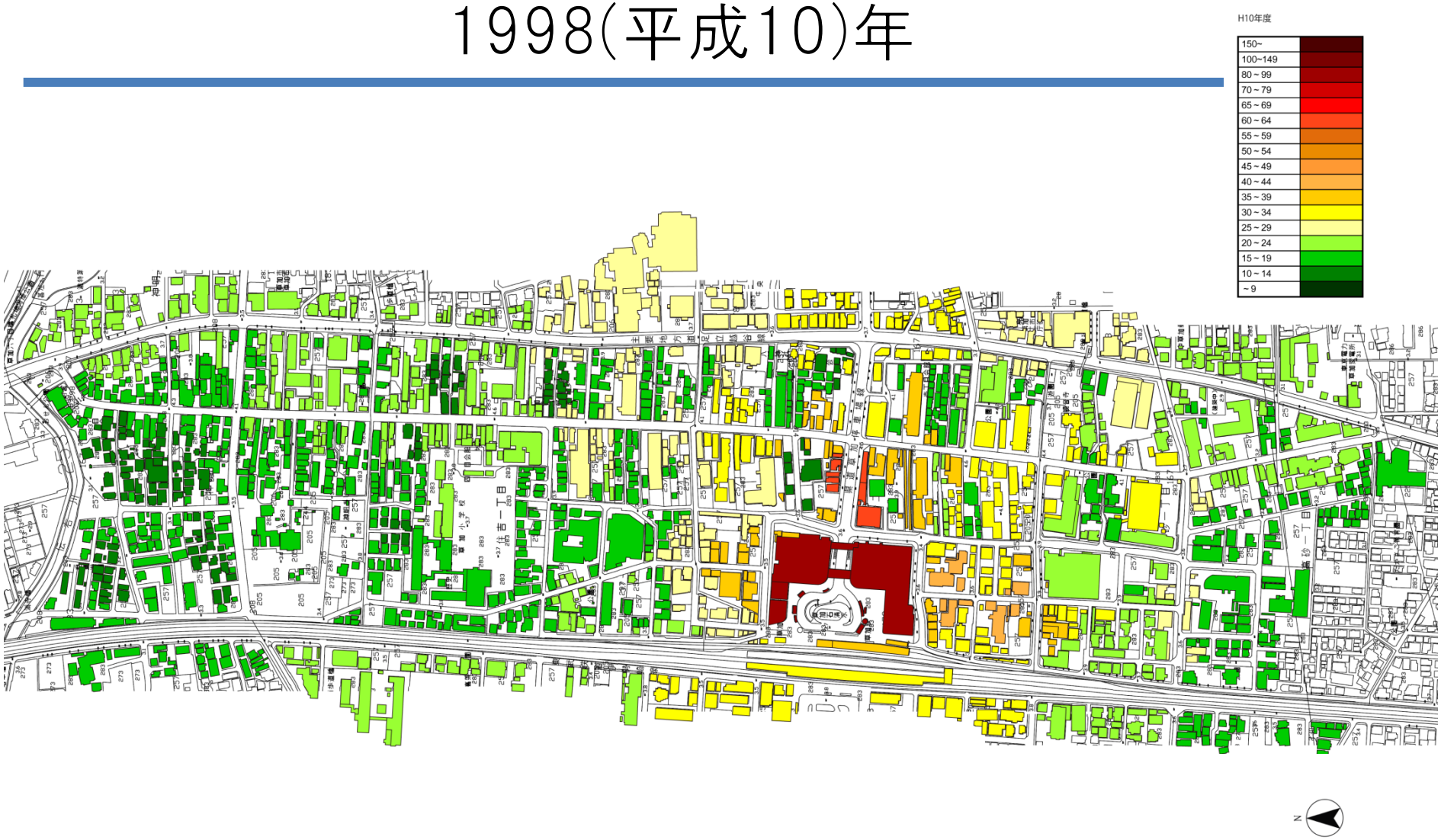
H10年度
150~
100~149
80～99
70～79
65～69
60～64
55～59
50～54
45～49
40～44
35～39
30～34
25～29
20～24
15～19
10～14
～9
N

2003(平成15)年

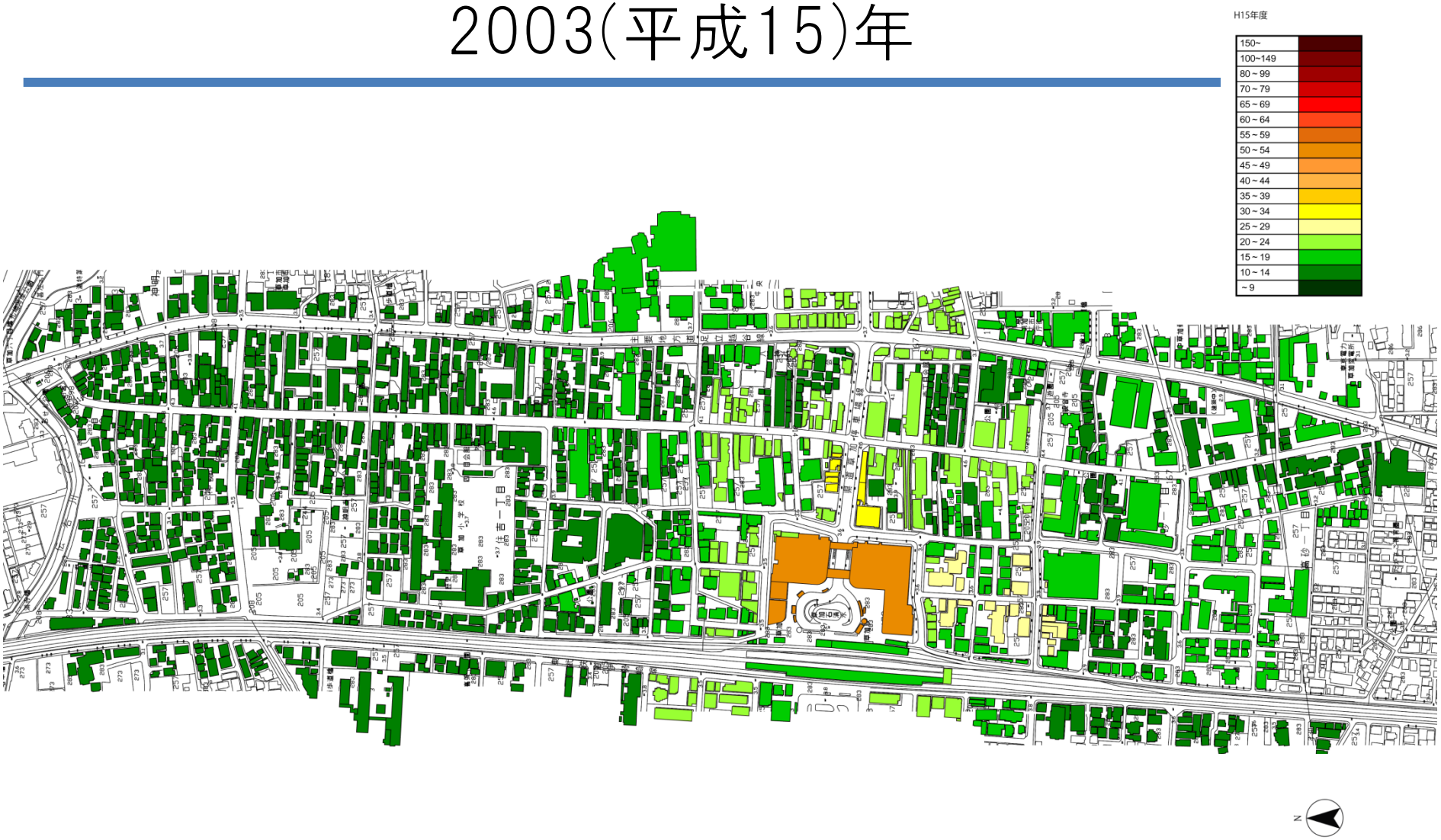
H15年度
150~
100~149
80～99
70～79
65～69
60～64
55～59
50～54
45～49
40～44
35～39
30～34
25～29
20～24
15～19
10～14
～9
N

2008(平成20)年

H20年度
150~
100~149
80～99
70～79
65～69
60～64
55～59
50～54
45～49
40～44
35～39
30～34
25～29
20～24
15～19
10～14
～9
N

2013(平成25)年

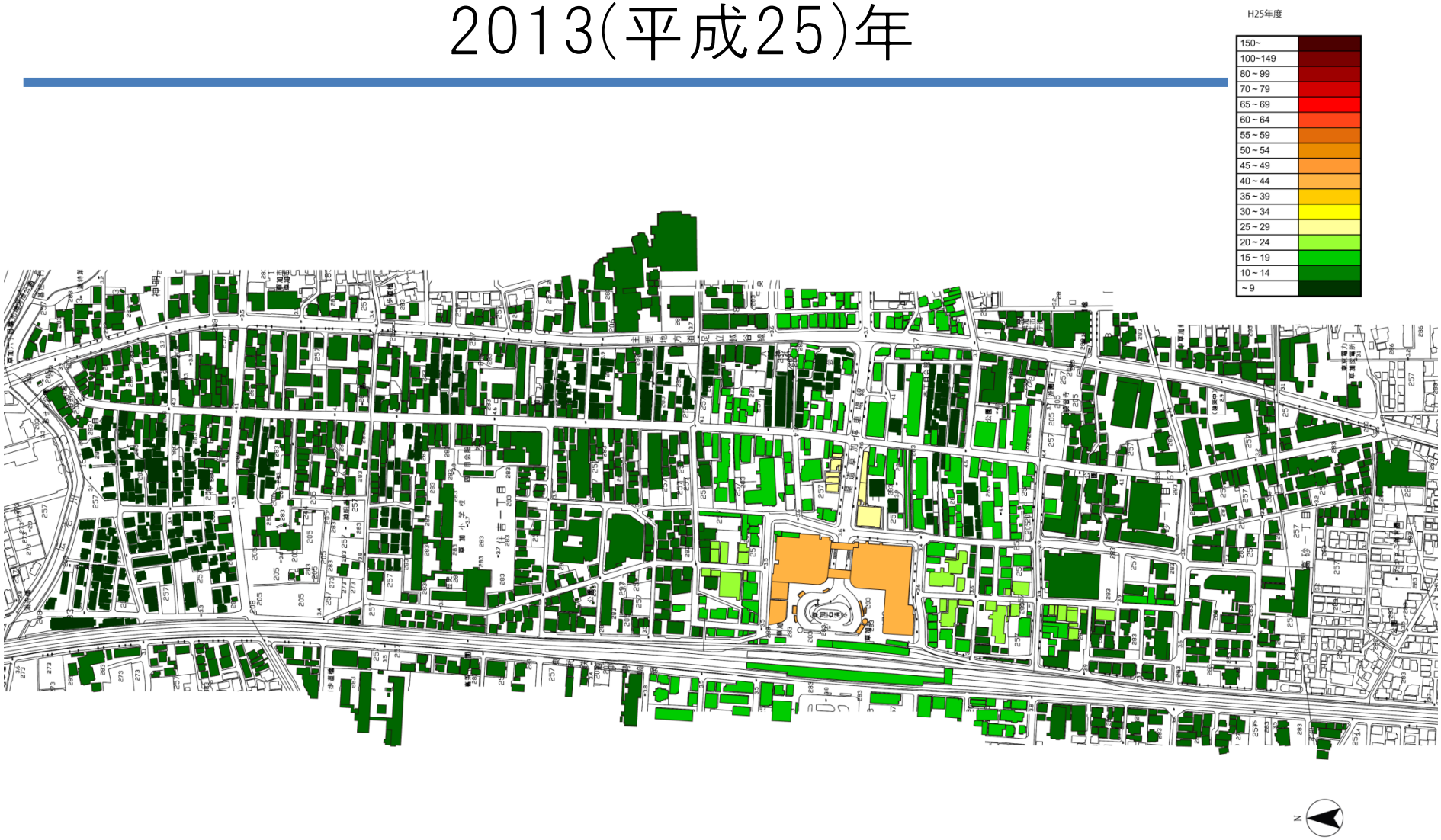
H25年度
150~
100~149
80～99
70～79
65～69
60～64
55～59
50～54
45～49
40～44
35～39
30～34
25～29
20～24
15～19
10～14
～9
N

旧道沿道エリアの地価推移

1994(平成6)年　1998(平成10)年　2003(平成15)年　2008(平成20)年　2013(平成25)年

草加市産業新成長戦略　２つの視点

外需の獲得

域内経済循環の活性化

草加市産業新成長戦略の４つの柱

１．創業支援の推進による都市型産業の育成と雇用創出

２．競争力ある商品・モノづくり技術のＰＲと企業価値の向上

３．域内経済循環活性化のための施策継続

４．農商工連携による、農産物のブランド化と地産地消の推進

便利な「駅前住宅地」
将来は‥

近未来、草加の市街地は空き家・空きビルだらけに

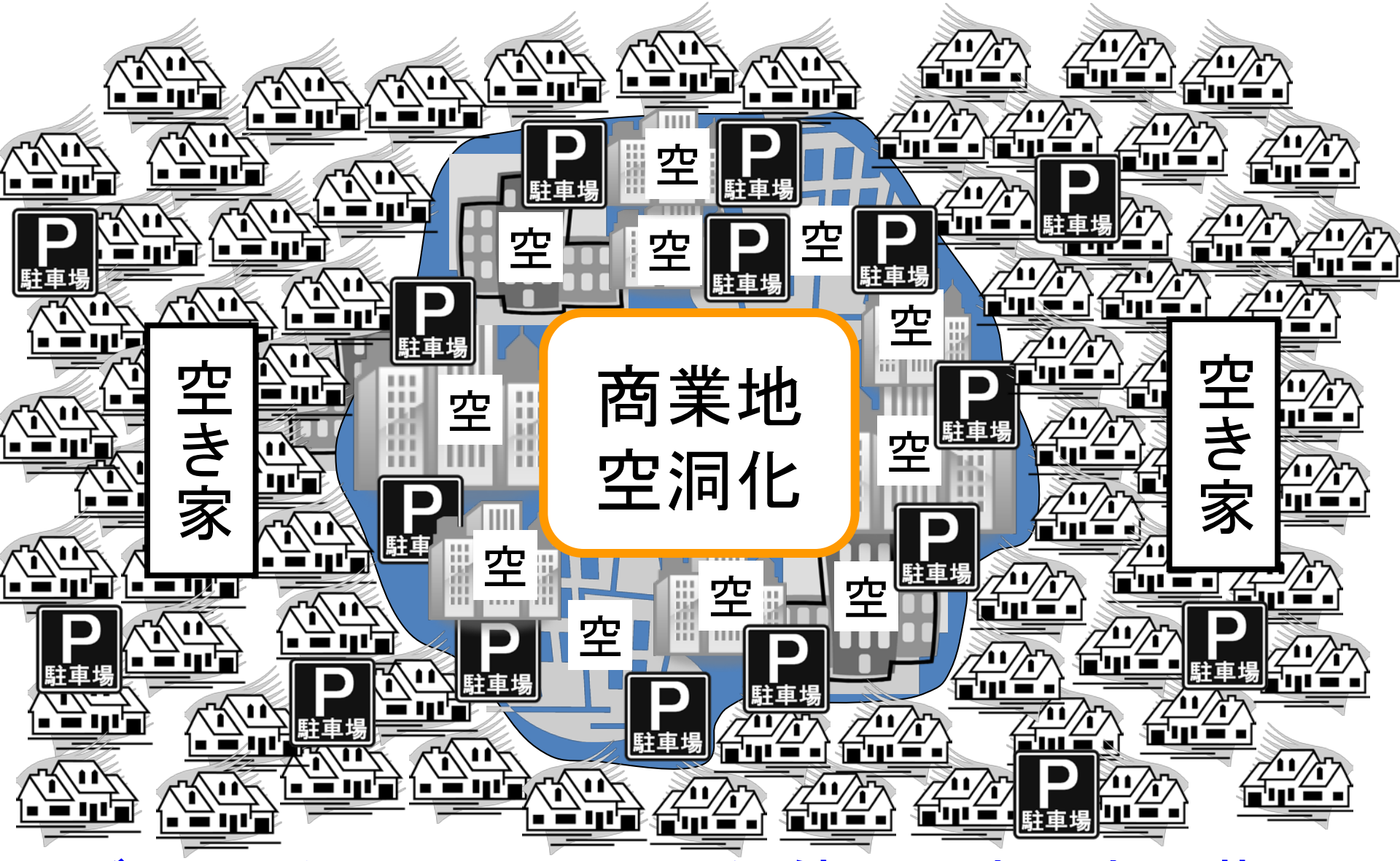

ゴーストタウン！　まちの価値はますます下落！

まちづくり → まちの コンテンツづくり へ

まちのコンテンツを考える＝暮らし方のイノベーション

住むこと、働くこと、遊ぶことが渾然一体となったまちづくり
新しい居住スタイルづくり、新しい働き方の創造が重要
ここから新しい産業が生まれ、雇用が創り出される

リノベーションまちづくり

⑴　事業内容

　まちにある空き家や空き店舗などの遊休不動産を活用し、リノベーションの手法を用いて再生し、起業家などを誘致し、都市型産業の集積を図ることで、雇用創出、コミュニティ活性化などにつなげるまちづくりです。

＊「リフォーム」と「リノベーション」の違い

リフォーム　・・・　老朽化したものを、もとの状態に戻すこと

リノベーション　・・・　既存のものに改修し、性能をもとの状態よりも向上させたり、新たな価値を付与すること

⑵　リノベーションまちづくりの出発点

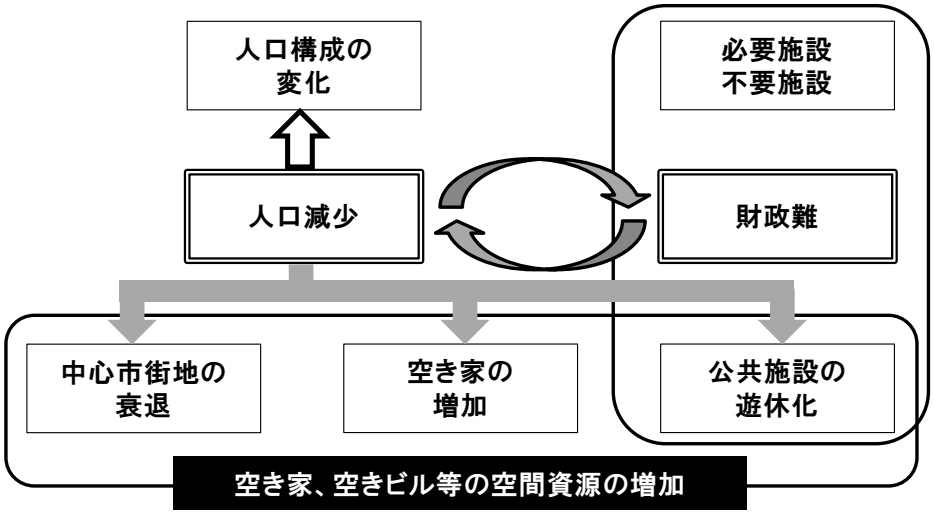

リノベーションまちづくりの進め方

- まちが抱える深刻な都市・地域経済課題を解決し、地域を再生させるために、「現代版家守」と呼ばれる民間のまちづくり会社が主導するかたちで、補助金に頼らず、自らの資金で遊休不動産をリノベーションし、再生することで都市型産業の集積を行い、新しいまちのコンテンツ（産業）を生み出し、雇用を創出するまちづくりの新しい手法。

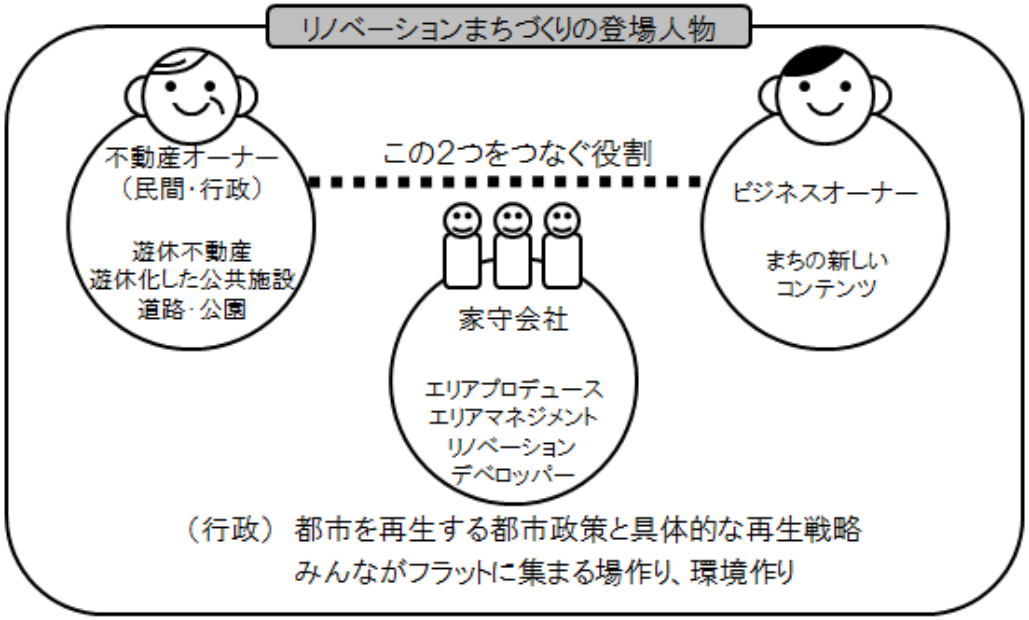

※江戸時代、不在地主に代わって家屋を管理しつつ、店子から慕われ相談に乗ったりしながら、タウンマネジメントを担っていた職業。

それに倣い、まちの遊休不動産を活用してまちの維持管理をしながら、新しい産業を作り、雇用を生み出し、地域課題を解決していこうとするまちづくり会社を「家守会社」とよびます。

- リノベーションまちづくりには「民間主導・公民連携」の取り組み体制が重要
- 行政は建築物の用途変更、消防法の適用確認などの行政手続の相談窓口を一本化するとともに、担い手の発掘、育成や広報PRや不動産オーナーへの啓発などに取り組む。

北九州市の事例

Before
１５年間空き店舗だった2階建ての建物

After

メルカート三番街

若手クリエイターのスタートアップ拠点が 2011.6.1 オープン

（その２）

機運の高まりの中で
草加市でも、オーナー自ら、
不動産をまちに開き始めています

After

築100年以上の蔵をリノベーション「蔵カフェ中屋（住吉）

リノベーションまちづくり実施5ヶ年計画

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
◆全体マネジメント ◆そうかリノベーションまちづくり構想 ・検討準備会の設立 ・検討委員会の設立 ・構想の検討・立案 ◆民間拠点の設置 ・人的ネットワークの構築 ・不動産オーナーヒアリング ・家守チームの育成 ◆啓発活動 ・そうか　実践！家守塾 ・講演会	◆全体マネジメント ◆そうかリノベーションまちづくり構想 ・構想の検討 ・構想の策定 ◆そうかリノベーションまちづくり協議会の設立 ◆啓発活動 ・トレジャーハンティング ◆支援策整備 ・融資制度検討	◆全体マネジメント ◆支援策 ・融資制度	◆全体マネジメント	◆全体マネジメント
	◆リノベーションスクール	◆リノベーションスクール	◆リノベーションスクール	◆リノベーションスクール
	◆実事業化	◆実事業化	◆実事業化	◆実事業化
◆他事業との連携 ・創業塾 ・女性創業スタートアップ事業	◆他事業との連携	◆他事業との連携	◆他事業との連携	◆他事業との連携

リノベーションスクールについて

リノベーションスクール

- 平成28年度から実施する「リノベーションスクール」とは、リノベーションまちづくりのエンジンとなる事業。
- 実際の遊休不動産を対象に、市内外から集まった受講生たちが「ユニット」によばれる10人程度のチームを組み、まちの未来を考える。
- 受講生は2泊3日でリノベーションの事業プランを練り上げ、最終日に不動産オーナーに提案し、スクール後は既存の家守会社や受講生本人が家守会社を立ち上げ、不動産オーナーをサポートし、提案を元に事業化を目指す。

＜リノベーションスクールの仕組み＞

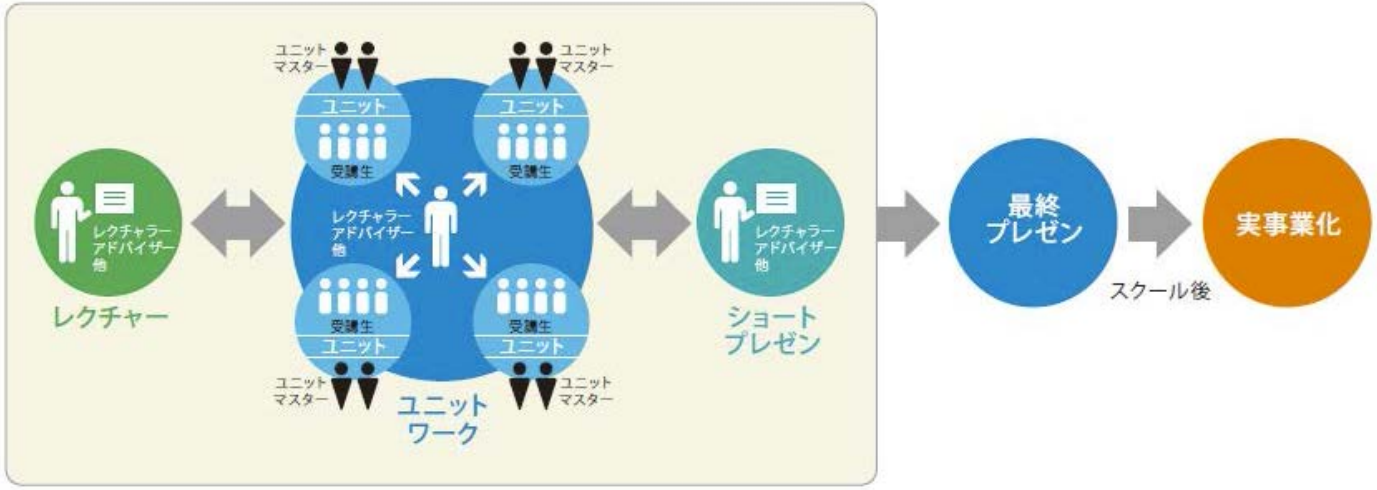

子育て世代・専業主婦の多いまち

↓

女性がまちでコンテンツを作り、
まちで活躍すれば・・・
コミュニティも活性化し、経済も元気になる。

↓

「ウーマノミクス」

私たちの月3万円ビジネス講座

子育てや介護などと両立しながら、自分の好きなことをビジネスにする。

3ビズ1期生（そうかぞく）
によるプロジェクト
【waku work lab】（草加マルイ3F）

小さく生んで大きく育てる

- スモールエリアでの実践・成功・伝播
- 他地区へ水平展開する
- そして、個々のスモールエリアを変え都市・地域経営課題を解決していく

民間主導・公民連携のリノベーションまちづくり

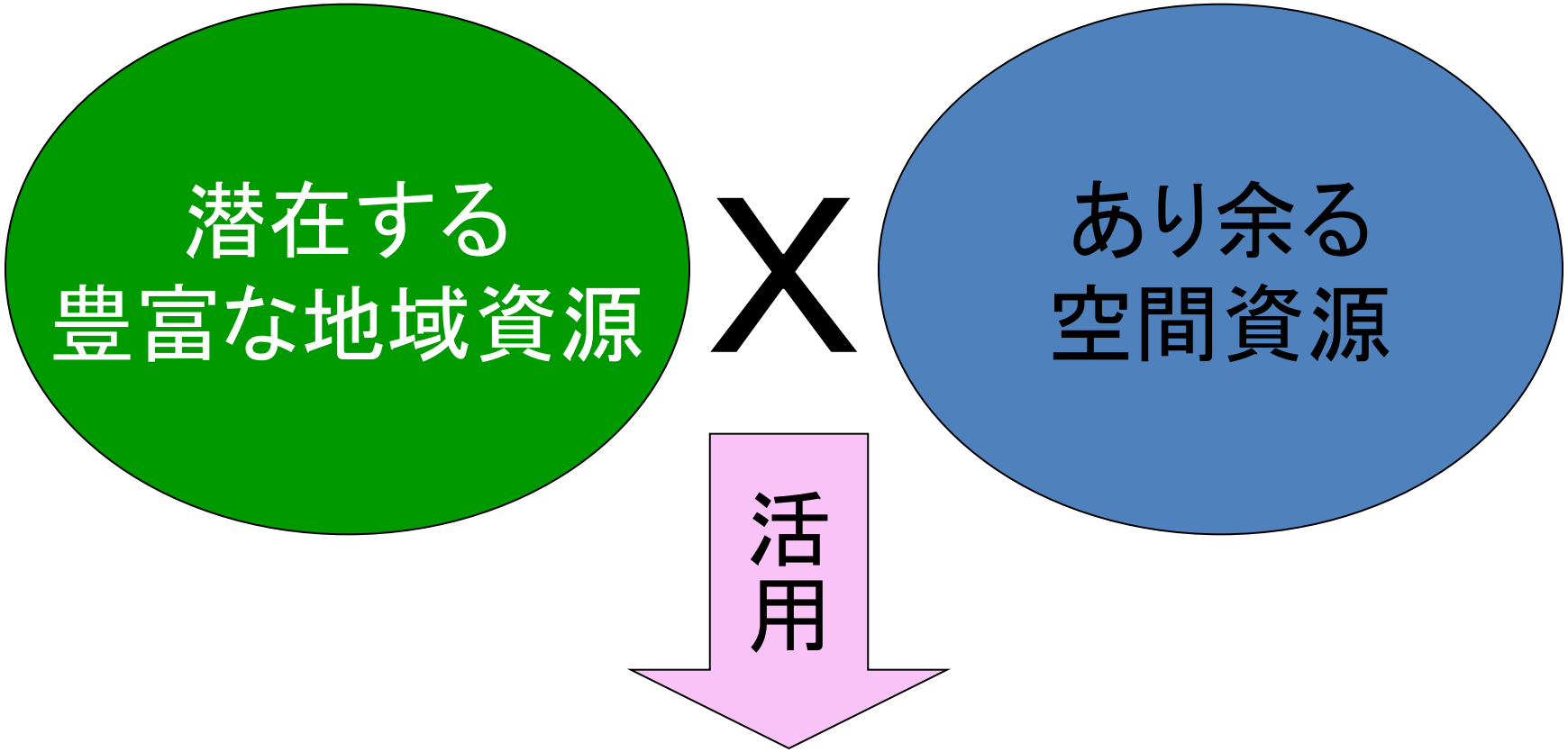

働きながら暮らす、職・住・遊・近接のまち
歩いて楽しいまちを創り出す

みんなでまちづくり会議の運用

みんなでまちづくり会議の3つの機能

①市民同士の話し合い

市民が集まる場　情報交換の場

議論のテーマを市民が発意し、市民が他の市民と話し合える場として活用できる機能。

同じテーマで活動する団体との情報交換や協力関係を築く場として活用したり、全く別のテーマで活動する団体からの新たな発想や広い視点での意見交換ができる場として活用します。

普段、なかなか接する機会のない市民同士が集まり、意見交換することで、新たな気づきが生まれます。

②市からの発信・情報共有

市の情報発信の場　市民意見を聴く場

市民からの提案がなくても、出来るだけ定期的な開催が実現できるよう、市が情報を発信したり、市民の意見を聴く場として活用します。 特に、市の重要な計画等を策定する場合は、パブリックコメントとは別に、積極的にまちづくりに取り組む市民の意見を聴くことができる機会として活用します。

③提案について考える

市民への相談の場　提案を議論する場

提案の前段の相談手法のひとつとして、みんなでまちづくり会議を市民同士の意見交換や協力体制確保の機会として活用し、まちづくりへの市民参加を促進するとともに、提案をより具体性のあるものとなるよう市民同士で提案を考える場としても活用します。

市民同士の連携
↓
市民活動の活発化
↓
提案
↓
協働事業

市民自治の実現

と

パートナーシップによるまちづくり

提案できるまちづくり計画の要件

①対等の立場
パートナーシップによるまちづくりの7つの原則に基づくもの
（主体性・対等性・協調性・柔軟性・公開性・普遍性・発展性）

②共通して取り組む目的
市の基本構想及び各分野の基本的な計画に反しないもの

③役割分担
提案者と市の役割分担が設定されているもの
（双方の役割がゼロでないもの）

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

平成16年6月18日
条例第23号
目次
前文
第1章　総則(第1条・第2条)
第2章　基本方針と基本原則(第3条―第5条)
第3章　市民の権利と責務(第6条・第7条)
第4章　議員と市議会の責務(第8条・第9条)
第5章　市長と市の責務(第10条・第11条)
第6章　市政運営(第12条―第17条)
第7章　まちづくりの環境整備(第18条―第22条)
第8章　まちづくりの参画手続(第23条―第26条)
第9章　住民投票(第27条・第28条)
第10章　条例の検証(第29条)
第11章　委任(第30条)
附則

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。
市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第1章　総則

(目的)
第1条　この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。
(定義)
第2条　この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。
(1) 市民　草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
(2) 市民自治　市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
(3) 参画　市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
(4) まちづくり　前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。
(5) パートナーシップ　市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第2章　基本方針と基本原則

(基本方針)
第3条　市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。
(1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
(2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
(3) 市民主体のまちづくりを進めます。
(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則)
第4条　市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。
(1) 主体性　主体性に基づいてまちづくりを進めます。
(2) 対等性　対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
(3) 協調性　相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
(4) 柔軟性　従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
(5) 公開性　まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
(6) 普遍性　市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
(7) 発展性　従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。
(条例の位置づけ)
第5条　市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第3章　市民の権利と責務

(市民の権利)
第6条　市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。
2　市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。
3　市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。
4　市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。
(市民の責務)
第7条　市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。
2　市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。
3　市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第4章　議員と市議会の責務

(議員の責務)
第8条　議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。
(市議会の責務)
第9条　市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。
2　市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
3　市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第5章　市長と市の責務

(市長の責務)
第10条　市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。
(市の責務)
第11条　市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
2　市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
3　市は、第1項と第2項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。
4　市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。
5　市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながるとは解しません。

第6章　市政運営

(説明責任・応答責任)
第12条　市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。
2　市は、市民から意見、要望、苦情などがあったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。
3　市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。
(情報の公開と共有)
第13条　市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。
2　市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。
3　市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。
(個人情報の保護)
第14条　市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。
(パブリックコメント)
第15条　市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。
2　前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。
(審議会委員などの公募)
第16条　市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。
(評価の実施)
第17条　市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。
2　市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第7章　まちづくりの環境整備

(人材の育成)
第18条　市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。
2　市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。
3　市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。
(組織づくり)
第19条　パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。
(基金などの設置)
第20条　市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。
(拠点・ネットワークづくり)
第21条　市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。
(まちづくり支援団体)
第22条　市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

第8章　まちづくりの参画手続

（まちづくりの相談）

第23条　市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

（まちづくり活動の登録など）

第24条　市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2　市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3　第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

（まちづくり計画の提案）

第25条　まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

（みんなでまちづくり会議）

第26条　市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

(1)　前条のまちづくり計画の提案

(2)　パートナーシップによるまちづくりの政策提言

(3)　この条例の運用の監視

(4)　この条例の調査・研究

(5)　その他この条例に基づくまちづくり

2　市は、前項の内容を公表します。

3　市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4　市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5　みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6　市議会は、前項の意思を尊重します。

第9章　住民投票

（住民投票）

第27条　市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

2　市長は、住民投票の結果を尊重します。

3　住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。

（住民投票の発議・請求）

第28条　草加市において選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

2　議員は、議員定数の12分の1以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。

3　市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できます。

第10章　条例の検証

（条例の検証）

第29条　この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、この条例を施行後5年以内ごとに検証します。

第11章　委任

第30条　この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附　則

この条例は、平成16年10月1日から施行します。

附　則(平成23年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行します。

草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるまちづくりの参画手続きに関する規則

平成26年9月30日
規則第31号

目次

第1章　総則(第1条・第2条)
第2章　まちづくり活動の登録等(第3条-第9条)
第3章　まちづくり計画(第10条-第16条)
第4章　みんなでまちづくり会議(第17条-第30条)
第5章　委任(第31条)
附則

第1章　総則

(趣旨)
第1条　この規則は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第23号。以下「条例」といいます。）第23条から第26条までの規定に基づくまちづくりの参画手続について、必要な事項を定めるものです。

(定義)
第2条　この規則における用語の意味は、条例の例によります。

第2章　まちづくり活動の登録等

(まちづくり活動の登録資格)
第3条　条例第24条に規定するまちづくり活動の登録をすることができる市民は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。
⑴　市民であること。団体の場合は、3人以上の構成員により組織され、主たる構成員が市民であること。
⑵　次条に規定するまちづくり活動に取り組んでいる、又は取り組もうとしていること。

(まちづくり活動の要件)
第4条　前条第2号に規定するまちづくり活動は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。
⑴　特定の政治的又は宗教的な目的を持っていないこと。
⑵　専ら営利や私的な利益を目的としていないこと。
⑶　その他公序良俗に反する目的を持っていないこと。

(登録手続等)
第5条　まちづくり活動の登録をしようとする市民（以下「申請者」といいます。）は、まちづくり活動登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければなりません。
2　市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに登録の可否を決定し、申請者に対し、まちづくり活動登録決定・否決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、登録を決定したときは、まちづくり登録員証（第3号様式）を交付するものとします。
3　市長は、前項の登録を決定したときは、速やかにまちづくり登録員名簿（第4号様式）に登録するものとします。
4　まちづくり登録員は、第１項の申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにまちづくり活動登録事項変更届（第５号様式）により市長に届け出なければなりません。
5　まちづくり登録員は、まちづくり活動の登録を辞退しようとするときは、まちづくり活動登録辞退届（第6号様式）により市長に届け出なければなりません。
6　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、まちづくり活動の登録を取り消すことができます。ただし、第1号の場合には、必ず取り消すものとします。
⑴　前項の届出を受けたとき。
⑵　第3条及び前条に定める要件を欠いたとき。
⑶　第1項の申請又は第4項の届出に虚偽の内容があったとき。
７　市長は、前項の規定によりまちづくり活動の登録を取り消したときは、まちづくり活動登録取消通知書（第7号様式）により当該まちづくり登録員に通知します。

(登録内容の公表)
第6条　市長は、市民及びまちづくり登録員相互の交流を図り、主体的なまちづくり活動を活性化するため、前条第2項の規定により登録されたまちづくり活動の登録の内容を公表することができます。
２　市長は、前項の規定による公表を行うときは、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）にのっとり、個人情報の保護に配慮しなければなりません。

(報告等)
第7条　市長は、必要であると認めたときは、まちづくり登録員に対し、まちづくり活動の状況について報告を求め、又は意見を聴くことができます。

(人材育成)
第8条　市長は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、まちづくり登録員に対し、学習の機会を提供するとともに、まちづくり活動に関する情報を積極的に発信するものとします。

(助成事業への応募)
第9条　まちづくり登録員は、市長が別に定めるところにより、ふるさとまちづくり応援基金の助成事業に応募することができます。

第3章　まちづくり計画

(まちづくり計画の要件)
第10条　条例第25条に規定するまちづくり計画は、次に掲げる要件を満たさなければなりません。
⑴　条例第4条に規定するパートナーシップによるまちづくりの7つの原則に基づく対等な協力関係があること。
⑵　市の基本構想及び各分野の基本的な計画に反しない形で、市と共通して取り組む目的があること。
⑶　社会的役割又は機能に応じて、市民と市との役割分担が設定されていること。
2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は提案できないものとします。
⑴　市に対する個人的な苦情・要望等
⑵　パブリックコメントその他これに類する手続を実施した政策案に関する提案
⑶　提案者又は特定の個人・団体等の営利を目的とした提案
⑷　特定の政治的又は宗教的な目的のもの
⑸　その他条例の目的に反するもの

(事前相談)
第11条　まちづくり計画の提案をするまちづくり登録員（以下「提案者」といいます。）は、まちづくり計画事前相談書（第8号様式）を作成し、事前に市に相談を行うものとします。

(他のまちづくり登録員への意見聴取)
第12条　提案者は、前条の事前相談を行った後に、条例第26条に規定するみんなでまちづくり会議（以下「会議」といいます。）に議題を提出し、まちづくり登録員の意見を聴くものとします。
2　前項の場合の手続は、第20条の規定を準用するものとします。

(まちづくり計画の提案)
第13条　提案者は、前条の手続を経て提案を行うときは、市長にまちづくり計画提案書（第9号様式）を提出しなければなりません。

(市政への反映の検討)
第14条　市長は、前条の規定による提案について、市政への反映を検討するものとします。
2　前項の検討手続については、市長が別に定めます。

(市政への反映結果の説明)
第15条　市長は、条例第26条第4項の規定により同項の反映の検討結果を会議に説明しなければなりません。ただし、次の場合には説明を拒むことができます。
⑴　会議の目的である事項に関係ないと認められるとき。
⑵　草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）第7条各号に掲げる非公開情報に該当するとき。
2　市長は、前項ただし書の場合であっても、同項各号に該当しない部分については説明しなければなりません。

(市議会への発言要求)
第16条　会議は、前条の説明を受けて、当該議題について条例第26条第5項の規定による要求を行うときは、意見陳述申出書（第10号様式）により、市議会に対し、意見を述べる機会を求めるものとします。

第４章　みんなでまちづくり会議

（みんなでまちづくり会議）
第17条　会議は、定例会議と臨時会議とします。
2　定例会議は、原則として、毎年1月、4月、7月及び10月に開催します。ただし、災害などやむを得ない場合には、この限りではありません。
3　臨時会議は、緊急に会議を招集する必要があるときに開催します。
4　前3項に定めるもののほか、15名以上のまちづくり登録員から請求があったときは、会議を開催します。

（会議の開催）
第18条　会議は、市長が招集します。
2　市長は、会議を開催しようとするときは、会議の開催日の30日前までにまちづくり登録員に対し、会議の開催日とその時間、開催場所、開催目的等を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合は、この限りではありません。
3　前項の通知は、原則として、広報紙及び市ホームページへの掲載並びに電子メールの送信により行うものとします。

（会議への出席）
第19条　まちづくり登録員は、会議に出席することができます。ただし、団体であるまちづくり登録員の出席者は１名に限ります。
2　会議に出席する者は、第5条第2項のまちづくり登録員証を持参しなければなりません。

（議題の提出）
第20条　まちづくり登録員は、条例第26条第1項各号に掲げる事項について、会議に議題を提出することができます。ただし、第10条第2項各号に掲げる事項は除きます。
2　まちづくり登録員は、前項の提出を行うときは、みんなでまちづくり会議議題提出書（第11号様式）を市長に提出しなければなりません。
3　市長は、前項の議題の提出を受けたときは、当該議題が条例第26条第1項各号に掲げる事項に該当するかどうかを審査し、みんなでまちづくり会議議題決定通知書（第12号様式）により、当該議題を提出したまちづくり登録員に対し通知するものとします。
4　市長は、前項の審査の結果、会議に提出することに決定した議題について、次回の会議に提出するものとします。
5　市長は、条例第26条第4項の規定により会議において説明を行うなどの必要があるときには、会議に議題を提出することができます。
6　市長は、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか条例第26条第1項各号に定める事項について、会議に議題を提出することができます。

（提出説明）
第21条　会議に議題を提出したまちづくり登録員（以下「議題の提出者」といいます。）は、会議において当該議題について説明を行わなくてはなりません。この場合において、議題の提出者が説明を行わないときは、やむを得ない場合を除き、当該議題については話合いを行わないものとします。
2　前項の説明は、前条第4項の規定により会議に提出された順番により行います。

（会議の進行）
第22条　会議の進行は、事務局又は事務局が委任した者が行います。

（出席者の発言権）
第23条　出席者の発言権は、これを保証します。

（議事録）
第24条　会議の議事録は、事務局が作成します。
2　議事録には、出席者のうち2名が署名します。
3　事務局は、議事録を作成後速やかに市長に提出しなければなりません。
4　市長は、前項の送付を受けたときは、市長が別に定める方法や場所により、公表し、一般の閲覧に供しなければなりません。

（関係者の出席等の要請）
第25条　市長は、必要に応じて、関係者の出席及び資料の提出を要請することができます。

（専門家の出席）
第26条　市長は、議題の内容に応じて、会議に知識経験者等の専門家を出席させることができます。

（会議の秩序維持）
第27条　会議の出席者は、会議の秩序を乱す次のようなことを会議の場で行ってはなりません。
⑴　公序良俗に反する行為
⑵　大声で騒ぐなど議事の進行を妨げる行為
⑶　前2号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

（会議の公開）
第28条　会議は、公開とします。

（傍聴）
第29条　市民は、会議を傍聴することができます。
2　傍聴できる人数については、市長が開催場所に応じて別に定めます。
3　傍聴は、静粛を原則とし、次に掲げる事項を守らなくてはなりません。
⑴　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
⑵　第27条各号に定める行為を行わないこと。

（事務局）
第30条　会議の事務局は、自治文化部みんなでまちづくり課に置きます。
2　会議の庶務は、事務局が行います。ただし、まちづくり登録員から協力の申し出があった場合、会議の庶務（第24条に規定する議事録の作成を含みます。）について、協力を申し出たまちづくり登録員に協力を依頼することができます。

第５章　委任

（委任）
第31条　この規則に定めるもののほか、まちづくりの参画手続について必要な事項は、市長が別に定めます。

附　則
（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行します。
（草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則の廃止）
2　草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則（平成16年規則第56号）は廃止します。